

近世後期の薩摩藩検地について(一)

尾口義男

はじめに

近世後期の薩摩藩農政の展開、推移は不明な部分が多い。本稿では、享保内検以降の未解明の分野の薩摩藩の農政や農村構造に少なからず関心を抱いている筆者が、今後の研究の前提的作業として作成した資料の紹介を目的としている。

門割制度の名で知られる薩摩藩の農民支配制度は、豊臣秀吉の文禄太閤検地以来、その後内検とよばれる四回(慶長・寛永・万治・享保)の領内総検地を経て成立し、完成した。藩領全域を対象とした藩権力による検地は享保内検をもって終わったが、その後藩政末期まで、藩内各所で局地的に薩藩検地は実施され続けた。

これまでの研究によって、門割制度の成立期にあたる万治内検期以降の薩藩検地にあつては、検地の都度、藩権力の強力な権力干渉によって旧来の農村共同体社会が大きな改編を受けたことが知られている。それ故に、藩政期の薩摩藩の農村構造や農政は、これらの検地事業を抜きにしては理解できない。

今日、享保内検までの藩政前期の検地については、桑波田興氏の豊富な諸論考¹⁾をはじめとする諸先学の業績によって、それぞれの内検の目的や特質、意義等の多くが明らかにされ、そのことによつて該期の薩藩農村構造や農政の展開、推移についてもおおよその理解を得ることが可

能となっている。これに比して享保内検以後の藩政後期の場合、当該期間に領内各所で実施された検地・門割事業の究明を積極的に行なう手がけた研究例が極めて乏しく、ためにその農村構造や農政については特定の時代の一部を除き、ほとんど明らかにされていない。一例をあげれば、当該期間中に検地・門割の名でよばれる村落再編をとまなう検地事業を体験した村落が全体のどれくらいの数にのぼるのか、年代的・地域的にみてどんな特徴や傾向が存するのといった、まさにこの時期の薩藩農政や農村構造の理解には必須ともいふべき基礎的・前提的知識すら知られていないのである。

このように近世後期の薩藩農村史研究が著しく立ち遅れている背景には、明治以降の相つぐ不慮の出来事によつて旧藩庁関係史料のほとんどが湮滅してしまつてゐること、加えて地方農政関係の基本史料が多くの市町村で喪失・散逸してしまつてゐるといふ研究上の制約のほか、今日なお相当量の史料が伝存する一部特定の地域にあつても、藩政時代の薩摩藩の特殊独自にして複雑な支配制度下で作成された地方農村史料の中には、その性格把握や史料の解釈、活用に極めて困難や苦勞をとまなうものが多く、研究の進展を大きくはばんでゐるといった問題等が存在している。

ところで、筆者は近時、近世後期の諸種の薩藩農政関係史料に接して

いるうちに、該期の薩藩検地・門割事業の実施の問題に関連して一部言及し得る史料や調査結果を得た。この問題に関する筆者の調査、研究は、いまだ自身十分に満足し得る段階のものではないが、研究の中間報告とすることで先に指摘した近世後期の検地実施に関するいくつかの史・資料を提示して、一言してみたい。

一 薩摩藩の享保以降の検地門割事業と研究上の問題の所在

本稿で対象とする薩摩藩の享保内検とその後の藩政後期の検地門割事業について、後論に必要な範囲でふれておきたい。

近世薩摩藩の農民支配を特色づけている門割制度とは、江戸時代になつて薩摩藩大名領主権力が「室町期以来の南九州地方の在地構造であつた門体制を近世化」⁽¹⁾したものの、すなわち「中世的門体制を再編成」⁽²⁾していく中で生まれ、成立してきた極めて特徴的な農民支配制度のことであつて、その制度の主たる内容は、耕地（本田・畠）の割替制と均分制の結合にある。それは最後の領内総検地である享保内検（一七二二～二六）によつて制度的に完成したことが明らかになつてゐる。

ところで、門割制度下の薩摩農民たちの最も基本的な存在形態であつた農民組織（換言するならば一方で農業経営や村落内共同体生活において、そして他面で権力の支配や貢租等の収取において基本の単位体として存在した農民組織）を門もしくは屋敷とよび、一般には門と総称されている。検地門割事業にともなう耕地割替を経てこの門に配当給付される耕地を門高といひ、その受給資格を有した男子農民を用夫（一五歳から六〇歳までの心身ともに健康な男子農民）とよんでゐる。

享保内検では、藩権力によつて、一村内もしくは村を複数に区分した地域単位で、個々の用夫に対して均質な門高が配分され、あわせて各農民経営体（門）保有の生産力条件の均等化が徹底・貫徹されるという村落改編が（一部後発の例外的村落を除き）藩領一円において強行、実施された。その結果、近世後期の薩摩農村構造を特色づける門割制度の均分支配、いわゆる「均分制的門割制度」が完成、出現したのである。

享保内検で出現した均分支配を特徴とする薩摩農村は、それ以降、それぞれの藩領域において具体的にどのようなように展開、推移していったのであるうか。このことについて、今日なお薩摩農村史研究において最も重要な基本文献となつてゐる「鹿児島県史（第二巻）」は、「享保内検以後、領内総内検は行はれず、ただ新開・損地等の個々の場合の検地の外に、屢々一部地方の検地を行い、給地高及び門割の整理を行つた」⁽³⁾、門割は、惣内検の際、全藩に亘つて行はれた外、其の中間期間及び享保内検後にも、一地方毎に検地と共に行はれ、殊に百姓の疲弊甚だしき時、下り高として謂はゆる救門割を行つた⁽⁴⁾と、享保以降の一部藩領における検地門割事業の実施の存在をわずかに記してゐるだけである。

享保以降の検地門割事業については、「県史」以後、特に戦後刊行の県内市町村郷土誌（史）によつて次々に個別的な実施事例や史料が記述、紹介され、それらの一部については安良城盛昭氏・山田龍男氏・宮下満郎氏・畠中彬氏、それに筆者等、幾人かの研究者によつて本格的な考察も試みられてゐるが、その研究状況は享保内検までのそれと比較すれば大きく立ち遅れている。すなわち、これらの研究の多くは特定の時代の特定地域の検地門割事業を個別・分散的に考察を進めたもので、その

内容も当該期の固有な村落における門農民の存在形態を明らかにしたものが、それを享保内検期の完成期門割制度と比較して論及したものか、のいずれかに入るといってよい。

したがって、今日にいたるも、享保以後、薩摩藩の農村構造が薩・隅・日のそれぞれの地域で、また藩領全体としてどのように変貌、推移していったのか、あるいは門割制度の均分支配を出現させたあの強烈な権力主導の薩藩農政はその後どう展開していったのか、その様相を具体的、ビビッドに認識、理解することはほとんどできない状況にある。

また、この問題については他日後論に譲りたいが、享保以後の特定の郷村の検地門割事業の実施回数について論及した一部先学の研究の中には、その実施年代の特定に際し、誤った史料解釈や活用に基づいて論述されたものがあり、そのために近世後期の薩摩藩の検地門割事業について誤った認識を提供しているものもある。

このような研究状況の中で、享保内検以後の薩摩藩について、村落改編をともなう検地門割事業が、いつ、どこかの郷村で、どれくらい実施されているのか、そして、地域的・年代的にみていかなる傾向や特徴を認め得るのか、といった問題がある程度明らかにできるならば、それは空白期の薩藩農村史研究の今後の研究にいくらかかなりとも寄与できるのではないかと考える。

二 薩摩藩の検地門割事業と享保以降の關係史料の存在状況

読者の理解の混同をさけるために、あらかじめ断っておくが、筆者のこれ以降の論述で問題とするのは、あくまでも、これまで何回も指摘し

てきた、薩藩の村落改編をともなうて実施された近世後期の検地門割事業のことである。したがって、同時期、藩の許可によって薩藩領内にわかには隆盛をみた、郷士・農民等の自費出費による原野（大山野）や荒田畑（古荒地）に対する新開、再開墾によって生じた大山野仕明地や古荒地仕明地等が、それぞれ一定年限の無税作取という特典期間を経た後、一定の租率を課せられる抱地（持留）や永作等に登記されていく際に実施される検地、すなわち直竿検地は対象としていない。

若干の補足説明を加える。薩藩のいわゆる「検地」事業にあつては、一般の幕藩大名権力のそれとはかなり質を異にして、門割制度の均分志向が史料上藩政の随所に認められるようになる成立期（万治内検）前後の頃より、まず「検地」という村落内の個々の耕地（田・畠・屋敷）に付属している旧来からの伝統的権利関係に対する調査と把握の事業が実施された後、引続いて権力の一定の志向と意図にもとづいて「門割」という村落の改編、整理の事業が連続、ワンセットの形で断行されていった事実を認めることができる。ために、一旦そのような「検地」事業が実施されるならば、それを体験する村落の農村構造は、その土地の権利関係や門共同体成員の構成、及び農民たちの家族構成等にいたるまで、前後で大きく変質してしまうのである。筆者の問題としたいのは、この種の「検地」事業である。以下の論述では、前記の抱地や仕明地への直竿検地等の「検地」との混同をさける意図から、村落改編をともなう「検地」事業にあえて検地門割事業もしくは検地門割という用語を用いて考察を進めることとする。

さて本論にかえつて、先に筆者は薩摩藩の近世後期の農村史研究が著

しく遅れている理由の一つとして、その研究に欠かせない地方の検地門割関係の基本史料が多く地域で湮滅したり、その多くが失われて散逸してしまったりしていることをあげたが、その具体例の一つとして、検地門割事業と直接的に関連して作成されて、現存すれば即ストレートに実施を確認できる検地帳（検地竿次帳・検地名寄帳）の類が、藩領全体からみて極めて少数にとどまるという事実をあげることができるのであるが、筆者は、最近、県内各所に伝存されている各種の農政・土地関係史料に接しているうちに、これまでの研究においてはあまり注目されることのなかった史料類の中に、享保内検以後の検地門割事業の実施について知り得る史料が相当量存在することに気がついた。

いかなる史料を通して、享保内検以後の薩藩検地門割事業の実施を確認、推定できるか。以下にいくつかに分類して、代表例をもって示したい。

三 検地門割事業の実施を確認、及び推定可能な史料

1 検地竿次帳ならびに検地名寄帳

検地竿次帳と検地名寄帳とは、あらためてとり上げる要もないと思うのであるが、両帳ともに検地門割事業に際して藩権力によって作成される土地台帳で、一村全体の耕地（田畠）や屋敷等に付属した諸権利関係を記載したものである。検地竿次帳は一定の筆順（検地の施行された筆順か）に従って記載され、「検地名寄帳」は各農民経営体（門もしくは屋敷）に配当された保有分を経営体毎にまとめて記載してある。両帳とも

記帳事項は耕地に付属する諸権利関係のみならず、村落内所属経営体の成員たる農民の家族構成や、各経営体所有の役畜（牛馬）数等まで記載している。両帳ともに薩藩農村史の研究解明には欠かせない重要な基本史料といえる。一般に「宝暦二年壬申正月十六日 薩州伊佐郡山崎久富木村御検地竿次帳」¹³⁾、「宝暦十年庚辰三月十七日 薩州日置郡市来湯田村御検地名寄帳」¹⁴⁾の表題をもって伝存する。

ところで、薩摩藩の検地竿次帳には留意しておかねばならないことがある。これまでの同帳を用いた研究ではほとんど意を払われることなかった問題であるが、極めて研究上大切なことであるので、この機会に若干の指摘をしておきたい。

薩摩藩を含めて南九州地方の諸藩の近世前期農村史研究の第一人者桑波田興氏は、数編の論考を通して、十七世紀半ばに実施された万治内検にあつては、検地竿次帳は門割という村落再編以前の、つまり旧来からの伝統的村落共同体社会における土地の権利関係や家族関係などを忠実に把握・記載してある現状調査的史料としての性格を有しているのに対し、検地名寄帳は門割を通して発生した再編後の新しい農村構造をとどめた史料としての性格を有しているという、土地台帳としての両帳の異質性を明らかにされている。¹⁵⁾

ところが、筆者がこれまでの研究を通して知り得るところでは、享保内検からしばらく経った寛保期以降幕末までの検地門割事業で作成された検地竿次帳は、その史料の性格が一変し、門割完了後の新たな農村構造を示す史料、即ち検地名寄帳と同質の史料に変質しているのである。¹⁶⁾

ところで、万治内検から寛保期までの間に実施された検地についてで

あるが、この検地竿次帳の変質という問題に配慮して研究に取り組んだ論考は今日まで極めて少ない。例えば、この間の重要検地である享保内検についてあえて指摘するならば、当時、開田途上の草創段階の干拓新田村落であった薩摩国高江郷久見崎村の内検事業にあつては、依然として現状調査的史料としての性格をもつ検地竿次帳が作成されたことが明らかになっているが、他の一般的薩藩農村において当内検で作成されて今に残る検地竿次帳については、その性格検証をふまえて論及された研究例は皆無といつてよい。

2 門（もしくは屋敷）名寄帳

検地門割事業の最終段階で、門もしくは屋敷など各農民経営体に交付された土地台帳で、権力によって各経営体が給付をうけた田・畠・屋敷ほかの公定保有門高の内訳の明細と、各経営体配属の農民家族の構成や保有役畜数等が示されている。表題の形式は必ずしも一定していないが、その理由は目下のところ筆者は明らかにし得ない。

享保内検後に作成された門名寄帳に限って表題について指摘するならば、その形式はおおまか以下の七つくらいのタイプに分類できる。

- ①「延享五年辰三月吉日 （市井村由村） 吉信門 名寄帳 名頭十兵衛」⁽¹⁸⁾、②「寛政十二年申五月初日 大里村富奥門 名寄帳 名頭早右衛門」⁽¹⁹⁾、③「宝暦二年申四月廿八日 山崎久富木村内田門名寄帳 名頭長右衛門」⁽²⁰⁾、④「文化拾貳年乙亥四月八日 隈之城宮里村御検地名帳 茶田門名頭新右衛門」⁽²¹⁾、⑤「文化五年辰五月九日 日州諸果郡 （志布志 安樂村） 西門御検名寄帳」⁽²²⁾、⑥「明和

四年亥四月十八日 隅州肝属郡 （百平房村） 御検地名寄帳 松谷門」⁽²³⁾、⑦「明和八年卯三月十一日 隅州肝属郡始良上名村御検地名寄帳 小脇門名頭勤兵衛」⁽²⁴⁾。

以上、紹介の七つの門名寄帳はいずれも藩政後期に門の名頭家を勤めた家柄の子孫家に伝蔵されてきたものであり、今日残存する近世後期の門名寄帳は旧名頭家で格護・伝蔵されていたという経歴をもつものが、その大半を占めているといつてよい。この事實は、門名寄帳が、検地門割事業実施後、各農民経営体を公的に代表する立場にあつた名頭に交付されて、以後その子孫によって代々格護・伝蔵されるべき性格の帳簿であつたことを示すものではないか。

ところで、門名寄帳の伝蔵は名頭家の家筋だけではない。麓郷士の家筋の子孫家に伝蔵されている例も少なくない。この場合、写という形が残るケースが多い。

薩摩藩では、藩政代を通じて地方知行が濃密一般的に存在し、城下士及び郷士等へ門高や浮免・抱地等が知行として宛行われた。これら知行士の中には、一門または複数門を丸ごと知行する者もあれば、一門を分割知行する者もあつた。彼らの中には、自らが知行する門について、例えばその所属する村落で検地門割事業が実施された折、門交付用の門名寄帳と全く同質の写を作り、自家に格護・伝蔵する者もあつた。次の二例は、伊作郷（現吹上町）で代々郷士年寄を勤めた篠原家、及び暮末に急成長した宇都家の子孫家に伝蔵されてきた名寄帳である。「天保九年戊四月十五日 （堀之内村） 米満門名寄帳写」⁽²⁵⁾・「天保五年甲午三月廿八日 中原村辻

門名寄帳写⁽²⁶⁾。

3 浮免名寄帳など浮免関係農政史料

検地門割事業の際に門高と同様に耕地割替えの対象となる土地種目に、武士身分者が下地の使用収益権を有する諸種の浮免もあった。従って検地門割時には、この浮免に関係する名寄帳ほか各種の帳簿も作成され、そのいくつかが今日各所に伝存する。

これらの史料の中には、その本文中に検地門割事業に関連して作成されたことを表記したものがかなりある。

伊作篠原家文書中の「天保五年午十月 今田村永作坪付」⁽²⁷⁾（後掲、史料A）・「天保五年甲午九月 伊作中原村^{亀原屋敷}万^{浮免}田^田畠^高物^成取^分ケ^本帳」⁽²⁸⁾

（後掲、史料B）、及び国分市山元家所蔵文書中の「文化五年午六月）永作免証文写」⁽²⁸⁾（後掲、史料C）等は、検地門割事業実施を本文記事

中に明記する例である。一方、かかる記事がないために推定に頼らざるを得ないものもある。吹上町教育委員会所蔵御飯屋文書中「天保五年甲午三月十八日 今田村永作浮免名寄」（今田村の天保五年の場合、実際には他に検地竿次帳ほかいくつかの確認可能史料があるが）、川内市浜田家所蔵文書中「文化五年 庄屋浮免名寄帳」⁽²⁹⁾等はその例である。

〔史料A〕

（表紙）

「天保五年午十月

今田村永作坪付」

（本文）

永作浮免

御膳高五千
石御納戸

山下
下々田^{二間}
^{廿七間}

壹畦^{畦町三}廿五歩

藤助

粃式斗六升

（中略）

御蔵入

同所
山畑^{五間}
^{廿七間}

三畦拾五歩

同人

大豆五升

合 粃八表壹斗壹升

合大豆壹表九升九合五勺

（奥書）

右者、今田村之内御持永作地、当春御検地門割ニ付、竿次帳内御取入ニ相成候付、田畠坪々為御見合、書記し差上申候、以上、

千田直兵衛

午十月十一日

篠原藤助様

〔史料B〕

（表紙）

「天保五年甲午九月

伊作中原村^{亀原屋敷}万^{浮免}田^田畠^高物^成取^分ケ^本帳」

（本文前書）

中原村之儀、地面位相劣、百姓中相劣候訳を以、御検地門割願申上趣

有之、天保五年甲午三月門割相濟候処、万引入高有之、同村之内亀原屋敷高四拾三石六斗三升五合四勺式才、万浮免高七石六斗壹升式勺才、合高五拾壹石式斗四升五合六勺三才、返高として本高之通被成下候、然者亀原屋敷之儀者、田高西牟田吹上砂入漸々損地之場所柄故、後年永損地相立候節者、亀原屋敷万浮免合高銘々高持中応持高二無親疎可致割合段、互ニ致吟味相究候間、至後年有相違間敷也、仍如件、天保五年甲午九月十二日

高持

人数中

亀原屋敷

一竹下宗右衛門

二村田源左衛門

三字都源右衛門

(中略)

二十二多宝寺

二十三善勝寺

二十四西福寺

万浮免

二十五八幡領

二十六海藏院

(後略)

〔史料C〕

永作免証文写
焦谷 国分 川内村
下田三間 拾八歩 七町三 赤糶式升
同所 下田六間 七町八
下田二間 廿歩 糶五升
下田十間 廿歩 糶五升

源四郎 同人

右者、此節御檢地門割ニ付、永作浮免ニ被取入候間写相渡候、以上、

郡見廻

文化五年辰六月

德持嘉左工門

郷士年寄

服部休左工門

升持門

金左工門方

4 その他の檢地門割関連農政史料

以上の紹介史料の外にも、檢地門割事業に関連した若干数の諸種の農政関係史料が存在し、檢地門割の実施を確認、推定が可能である。『近世入来文書』所収の「宝曆七年九月十三日 浦之名村黒武者門名子割名寄帳」⁽³⁰⁾、『中良郷士誌』所所の「延享二年丑四月、串良有里村、門割ニ付境踏付留帳写(明治四一年写)」⁽³¹⁾等がその例としてあげられる。

5 知行高名寄帳、もしくは類似の知行目録

知行高名寄帳や知行目録は、知行を有する薩藩家臣団に、藩権力が知行の内訳の明細を記して交付した帳簿である。

藩政代の薩摩藩の知行制は地方知行制に特色づけられる。薩摩藩の一般の武士身分者に給せられた知行は門(屋敷)高・浮免・抱地の三種から成る。これらのうち門高と浮免は、前述したように、檢地門割の際の耕地割替の対象となる土地種目であった。

今日なお、県内各地の旧士身分者の子孫家を中心に、各所に相当量の

知行高名寄帳が伝存されているのであるが、これらのうちで門高知行と浮免知行をその記載内容としている知行高名寄帳の一部に、特定村落における薩藩検地門割事業の実施の有無を確認できる記事をとどめているものが存在する。

後掲の史料DとE、すなわち明治三年（一八七〇）の民事局交付「吉海休太郎宛」知行高名寄帳³²と安政六年（一八五九）交付「山田壮右衛門宛」知行高名寄帳³³は、それぞれ城下土吉海家、及び島津斉彬の側近として有名な山田壮右衛門（為正）の出た定府山田家の子孫家に伝蔵されている知行高名寄帳である。

両帳とも帳末に、朱筆で全文消去されては墨書で順次書き加えられていった相当量の奥書の記事をとどめるのであるが、これによって以下の事実を知ることができる。すなわち、史料Dの場合、明治三年に売得によって吉海休太郎知行となった鹿児島上伊敷村上之門が、奥書1によって明和四年（一七六七）三月に検地門割事業を体験したということ、そしてその後、この上之門の門高知行は、奥書2、6によって、売買によってまず丸田惣左衛門から中神織右衛門へ、ついでその中神から三木原宝寿院へ、そしてその後裔たる三木原長左衛門から四本庄蔵へ、そしてさらにはその後裔四本休左衛門から伊集院周助へ、その伊集院から最終的に吉海休太郎へと、上之門の門高知行権が転々と移動した事実を知ることができるのである。同じような事実史料Eによっても知られる。すなわち安政六年当時売得によって山田壮右衛門の知行となった日向国野尻郷平村の長田門は享保十年（一七二五）に大御支配所門割（享保内検）の実施をうけたこと、そしてその後、長田門は岩山姓武士身分家の者が

相当期間にわたって知行権を保持していたものの、岩山半兵衛の代の文政年間（七年藩公許）に売買によって知行権を畠山吉左衛門に譲ったこと、山田壮右衛門はその畠山から安政年間に売得で知行権を得たという事実等を知ることができるのである。

ところで両帳の奥書を比較して気付くことは、ともに知行権の所在先村落で検地門割事業が実施された直後に、当該村に旧来から門高知行を有していた知行士に、彼らが門割前に知行していた門高を従来通り藩が公認、保証を与えた記事よりはじまっているという事実であり、その新たに公認、給付された門高知行の内容が全くの変更を受けることなく幕末・明治に至っているという事実である。この事実は、ともにその最初の奥書にて知られる検地門割実施年以後、当該村では、少なくとも最後の奥書に記載された年代までは新たな検地門割事業の実施はなかったことを示している。すなわち、鹿児島伊敷村では、享保内検後約四〇年経った明和四年に検地門割事業が実施されたものの、その後は明治まで実施されることがなかったことが知られ、一方野尻郷平村の場合、享保大御配門割を最後として藩政終末期まで一回の検地門割も実施されることがなかった事実を知ることができるのである（野尻郷平村の享保十年の公定門高は安政六年以降明治に至るまで存続したことを山田家所蔵の他史料で確認できる）。

以上の史料検討により、知行高名寄帳が享保以降の検地門割事業の実施の有無や時期特定にあたって非常に有効な史料であること、また特定村落の藩政後期の推移の一端についても検地門割との関連でうかがい知ることのできる有用な史料であることが理解できるのである。

この武士身分者の知行高名寄帳に類似したものに、神社・寺院等に給与された神領や寺領の名寄帳も時折散見される。この種の名寄帳にも、後掲史料F「玉曆七年丑四月十七日 御山王神領高名帳」(蘭牟田蘭牟田村)の例のように帳末奥書に検地門割事業の実施を明示する記事を収める有用なものもある。

(史料D)

(表紙)

知行高名寄帳

吉海休太郎

伊集院周助

(本文)

鹿兒島上伊敷村之内

上之門男七人
女五人

馬式疋

中屋敷十四間七畦拾四歩

大豆表表斗六合

与左衛門

一柿壹本

一榎壹升

一柴竹五束名頭

一当三拾八歳 与左衛門

一同八歳子 新右衛門

一同五拾六歳名頭
伯母 乙つる

一同六拾七歳 妻

一同式拾七歳

一同三歳

一同七拾式歳

一同三拾六歳

子 妻

子 太

右同親 次右衛門

名子 半右衛門

郎

一当五拾歳名子 権右衛門 一同四拾五歳 妻
一同拾歳女子 つる 一同九歳子 権 八

下屋敷十三間半四畦拾五歩

大豆式斗三合

半右衛門

古川 一柴竹壹束
上田五間半五畦二歩畦町一

榎四表式升

善右衛門

中ノ迫 四畦廿七歩

(中略)

五郎左衛門

大豆九升八合

合榎大豆四拾表表五升

高ニシテ拾五石

(奥書1)

右知行高、明和四年亥三月郡奉行面高善右衛門表汰二而致門割、差出候帳面之通、同五年子正月廿一日御家老衆任御引付、如本高令支配候間可有取納者也、
卯九月廿八日

福山 平太夫

明和五年戊午六月六日卯九月廿八日

財部 孫之丞

島津 右膳

鎌田太郎右衛門

渋谷喜三左衛門

(奥書 2)

(右の奥書 1 は斜線にて全文消去してある)

右知行高、丸田惣左衛門致領知来候処、此節中神織右衛門江永代売渡候旨、天保廿八年明和七年寅九月廿七日御家老衆依御差図、御用人谷山角太夫任証文令支配候間、可有取納者也、

明和八年辛卯正月廿八日

仁礼 仲左衛門

福山 平太夫

財部 孫之丞

島津 右膳

鎌田太郎右衛門

(右の奥書 2 は斜線にて全文消去してある)

(奥書 3)

右知行高、中神織右衛門致領知来候処、此節三木原宝寿院江永代売渡候旨、天保九月十日安永七年戌四月二日御家老衆依御差図、御用人種子島十郎太夫任証文令支配候間、可有取納者也、

安永八年己亥正月廿八日

天保九月十日

小林 中太兵衛

二階堂 源太夫

二礼 仲左衛門

鎌田太郎右衛門

(右の奥書 3 は斜線にて全文消去してある)

(奥書 4)

右知行高、三木原甚左衛門致領知来候処、此節四本庄蔵江永代売渡候旨、明十二月十六日天保十四年卯十二月廿九日御家老衆依御差図、御用人島津中務任証文令支配候間、可有取納者也、

天保十五年甲辰九月十日

上野 司

島津 靱負

名越 右膳

(右の奥書 4 は斜線にて全文消去してある)

(奥書 5)

右知行高、四本休左衛門致領知来候処、伊集院周助江永代売渡候旨、卯九月十日慶応二年卯六月九日御家老衆依御差図、御用人入来院拾任証文令支配候間、可有取納者也、

慶応三年丁卯十二月十六日

天保九月十日

伊集院 蔵全

御勘定奉行勤 伊集院 隼衛

御勘定奉行勤 比志島 静馬

右同 豎山 武兵衛

顯娃 織部

(右の奥書 5 は斜線にて全文消去してある)

(奥書 6)

右知行高、伊集院周助致領知来候処、此節吉海休太郎江永代売渡候付、明治三年午五月晦日御高支配方御帳面相改令支配、蓋紙名書相直候間可有取納者也、同午九月

三日、民事局

〔史料E〕

〔表紙〕

知行高名寄帳

山田壮右衛門

〔筆者注〕この知行名寄帳には、日向國野尻郡平村内の長田門、西門、
有村門の三門分が知行内容として記載してあるが、前二門分は全文
斜線にて消去されており、山田の知行分は有村門のみとなっている

〔奥書1〕

右知行高、今度就大御支配所門割ニ而、享保十年巳九月郡奉行山田弥五右衛門颺取申付、致請書、指出候以帳面如本高令支配候間、可有取納者也、
享保十二年丁五月三日

大御支配所

亥三月廿四日

谷山 角太夫

鎌田太郎右衛門

〔右の奥書1は斜線にて全文消去してある〕

〔奥書2〕

右帳内高之外高七拾斛三斗三升三合三勺四才、親岩山金左衛門不宜致形有之、持高之内半地被召揚之旨、延享二年丑六月十五日義岡左平太御取次証文を以被仰渡、上地高四百拾式斛八斗九升三合式勺三才之内トシテ令支配帳内坪消除者也、同十一月川田与右衛門 河野八郎左衛門 島津頼母

但名書相直

河野八郎左衛門御役書ニ付名書消除也、

〔右の奥書、朱書なり〕

〔奥書3〕

椎原 与右衛門
猿渡 彦左衛門

右帳内高之外西門高三拾五石六斗壹升八合七勺五才、内々差支候儀有之、壹門ツ、名寄帳別冊御差分被下度旨依願、享和三年亥九月十四日御家老衆被問召達、願之通被仰渡、別冊ニ相改、帳内坪消除者也、

同十二月五日、伊集院四郎 島津内匠 梅田九左衛門 北郷権五郎 本城源七郎 新納五郎右衛門 町田主馬

〔右の奥書、朱書なり〕

〔奥書4〕

右知行高、岩山半兵衛致領知来候処、此節畠山吉左衛門江永代売渡候旨、文政七年申十二月廿五日御家老衆依御差函、御用人町田少兵衛任証文令支配候間、可有取納者也、

宮之原 主膳

文政十年丁三月廿四日

亥三月十四日

諏訪 甚六

伊集院 蔵主

島津 登

〔右の奥書4は斜線にて全文消去してある〕

〔奥書5〕

右知行高、畠山吉右衛門致領知来候処、此節山田壮右衛門江永代売渡候旨、安政六年未七月十六日御家老衆依御差函、御用人堀四郎左衛門任証文令支配候間、可有取納者也、

伊集院 隼衛

安政六年未十月十四日

倉山 作太夫

平田 直之進

宝曆七年丑四月十七日

榊山治右衛門

〔史料下〕

(表紙)

「宝曆七年丑四月十七日

御山王宮神領高名寄帳」

(本文)

下々屋敷十八間半壹反五畦拾三步

大豆壹表八升六合

右之内

壹斗四升壹合式勺五才

屋敷高

式斗九升四合七勺五才

御山王神領

川原十八間半 畦七
中田十七間 四畦廿五歩

糶三表壹升

名 言

(中略)

小田原下々田十六間 三反八畦 糶拾壹表 畦町五十八

下々田 三畦五歩

九兵衛

糶三斗式升壹合

合田方六反三畦三歩

合糶大豆式拾三表三斗四升壹合

高八石七斗四升六勺式才外四九

右者、此節御檢地門割二付、御三山宮神領高、右之通令支配候条、可有取納者也、

御三山宮神主 押領司多宮殿

榊山十兵衛

6 鹿兒島県協力高事件整理書

西南戦争に前後する時期、鹿兒島県では金禄公債証書の交付による薩藩家臣団の秩禄処分³⁵の事業が着手され、遂行された。この事業に対してかなり後年の明治末期から大正期の頃、旧鹿兒島土族たちによって国を相手に、かつての秩禄処分³⁵で受給した公債額には不足分や支給洩れがあったとして訴訟がおこされ、最終的には敗訴するという集団訴訟事件が存在した。その裁判訴訟のために作成された書類の一部ではないかとおもわれる史料が本館所蔵影写本中に存在し、「鹿兒島県協力高事件整理書四拾五」(以下「整理書」)の表題をもって残る(後掲、史料G)。

内容は、旧薩藩領下の大村郷以下二五ヶ郷について、かつてそれぞれ郷内村落に存在していた石高中、浮免高やその他土族所有を主張する高、及びそれらと関わりなく所有していた知行高に対する公債下付状況を示したものと云ってよい。

この「整理書」の本文中に次のような記事が散見される。

四、薩州伊佐郡 大村下手村御檢地名寄帳

此帳高六百三石四斗八升三合壹勺三才

内訳

高百七拾石五斗一升一合四才

但蔵入其他当郷士族高以外ノ分

高二百九拾五石三斗六升五合八勺三才

但公債下付済

高百三十七石六斗六合二勺六才

但本訴請求高

(中略)

七

文政六年癸未四月二日
薩州伊佐郡^{大村}御檢地名寄帳

此帳高七百五拾六石八斗式升五勺二才

(以下略)

世後期の檢地門割事業の実施状況を知ることができるのである。

〔資料G〕 「鹿児島県協力高事件整理書 四拾五」

(前文略)

大村郷檢地計算書

文政十二年己卯四月十八日
知行高名寄帳

此帳高五百拾石四斗八合二勺二才

但公債下付済

二、知行高名寄帳

此帳高四拾七石六斗七升八勺三才

但公債下付済

三、知行高名寄帳

此帳高四百廿四石九斗二升二合九勺二才

但公債下付済

四、文政二年己卯四月十八日
薩州伊佐郡大村下手村御檢地名寄帳

此帳高六百三石四斗八升三合壹勺三才

内訳

高百七拾石五斗一升一合四才

但藏入其他当郷士族高以外ノ分

高二百九拾五石三斗六升五合八勺三才

但公債下付済

高百三十七石六斗六合二勺六才

以上の記事の注目すべきは、明治末年以降におこされた裁判において当事者の士族たちが、秩禄処分以前、すなわち藩政期に所有していた各種の知行に対する公債下付状況を国に示し、主張を展開するための証書類資料の一つを作成するにあたり、旧大村郷の下手村や上手村の場合、文政二年(一八一九)と同六年(一八二二)の檢地名寄帳にそれぞれ依拠して資料が作られているという事実である。下手村の文政二年と上手村の同六年は、すでに先の論証でとり上げた知行高名寄帳と門名寄帳の存在によって、藩政代最後の檢地門割事業がそれぞれの村落で実施されたことを確認できる年代である。以上の事実より、この「整理書」中に散見される檢地名寄帳や檢地竿次帳に付記されている年月日は、それぞれの郷村において藩政代最後の檢地門割事業が実施された時期(年代)を示すものであること、またこれら檢地名寄帳はそれ以降藩政終末期まで公帳として機能し、活用され続けた性格のものであったことも示している。かくしてこの「整理書」によって、旧薩藩領内二六ヶ郷内の八八村落について、享保内檢以降慶応三年(一八六七)までの間における近

但本訴請求高

五、薩州伊佐郡大村下手村御檢地名寄帳

此帳高四百六拾六石六斗八升六勺二才

内訳

高二百七拾七石二斗八升二合七勺六才

但蔵入其他当郷士族高以外ノ分

高百拾壹石四升九合三勺貳才

但公債下付済

高七拾八石三斗四升八合四勺四才

但本訴請求高

六、薩州伊佐郡大村北方村御檢地名寄帳

此帳高五百三石三斗四升二合八才

内訳

高四百三十石七升五合

但蔵入其他当郷士族高以外ノ分

高七拾三石二斗六升七合八才

但本訴請求高

七、薩州伊佐郡大村御檢地名寄帳

此帳高七百五拾六石八斗二升五勺二才

内訳

高五百五十二石三斗三升八合六勺五才

但蔵入其他当郷士族高以外ノ分

高二百四石四斗八升一合八勺七才

但本訴請求高

八、薩州伊佐郡大村南方村御檢地名寄帳

此帳高四百四十石八升二合五勺

内訳

高三百拾九石四斗四升八合九勺六才

但蔵入其他当郷士族高以外ノ分

高百廿石六斗三升三合五勺四才

但本訴請求高

九、薩州伊佐郡大村北方村明直竿御檢地帳

此帳高三百八石八斗二合八才

但本訴請求高

一〇、大村諸村新任明御檢地帳

此帳高五十二石二斗九升七合九勺二才

但本訴請求高

一一、大村下手村新任明荒起直新任明名寄帳

此帳高七石九斗八升二勺

但本訴請求高

一二、南方村諸与御蔵入御檢地帳

此帳高十一石三斗四升七合九勺二才

但本訴請求高

一三、薩州伊佐郡諸村荒起直竿御檢地帳

此帳高一石二斗六升四勺一才

但本訴請求高

二四、大村上手村新仕明御檢地帳

内訳

高五斗六升二合九勺一才

但蔵入高

高四石八斗四升一合六勺七才

但本訴請求高

右拾四冊

惣帳高四千四拾石五斗四合二才

内訳

(以下略)

7 国分諸在万しらべ帳

国分市秋山家所蔵文書中に幕末の嘉永五年(一八五二)に作成された「国分諸在万しらべ帳」がある。内容は、当時国分郷の郡見廻役の職にあった秋山庄右衛門が、命により、郷士年寄衆に提出した一種の報告書類で、国分郷十九ヶ村について、百姓耕作高・郷士及び諸人耕作高等の合高・抱地高・村人口・現用夫人数・竈数・拝借金等についての集計記事を収めた詳細な統計資料(後掲、史料H)といつてよい。

ところで、この資料の本文記事中にも前項で紹介した「鹿児島県協力高事件整理書」の本文記事に類似した記事が見い出されるのである。関係の記事の部分を一部例示すると、

① 一番目に記載の上小川村の項

「享保七年寅御檢地竿次本

田方六拾五町四反拾六歩

田高千七百九拾五石五斗七升八合六勺九才 百姓請取

② 二番目に記載の上井村の項

「享保十年巳年御檢地竿次本

田方三拾五町八反六畦拾貳歩

田高九百拾六石七斗貳升五合三勺九才 百姓請取

③ 十五番目に記載の小田村の項

「寛政八年辰御檢地

田方六拾町八歩

田高千四百四拾九石七斗壹升壹合壹勺五才 百姓請取

といった記事である。この記事によってまず知ることのできる事実は、嘉永五年(一八五二)郡見廻秋山庄右衛門が郷士年寄衆へ提出用の資料を作成するにあたって、上小川村と上井村はともに享保内檢期間中のそれぞれ享保七年(一七二二)と享保十年(一七二五)成立の檢地竿次高、小田村は寛政八年(一七九六)の檢地高を用いているということである。このような公的に必要とされる際の一村全体の檢地竿次高や檢地高を提示できるのは檢地門割事業においてはないのであるが、とにかく上小川村・上井村両村の場合は享保内檢時、そして小田村は寛政八年の檢地時に公定の数値が、幕末の嘉永段階で依然として公的な数値として機能し続けているということである。この事実の意味するところは、前二村(上小川村・上井村)では享保内檢以降嘉永期に至るまでの間、もう一つの小田村では寛政期以降嘉永期に至るまでの間に、それぞれ檢地門割事業

が実施されることがなかったことを示している。かくして、この「国分諸在万しらべ帳」によって、当郷十九ヶ村のうち、検地の実施を示す記事部分に記帳洩れのある内山田村を除き、残りの十八ヶ村について、享保内検以降嘉永期までの検地門割事業の実施状況が知られるのである。

〔資料H〕

〔表紙〕

「嘉永五年子六月

国分諸在万しらべ帳

（本文記事抄）

高頭貳万四千貳拾壹石三斗九合六勺三才

諸村

五百六拾七石壹斗三升九合六勺貳才

抱地高

四千貳百七拾三石七斗四升貳合五才

郷土自作並
諸人作職
小村浦高

四百貳拾七石三斗六升六合八勺七才

百姓請取

壹万八千七百九拾三石六升壹合九才

百姓請取

一錢五千四拾五貫七百五拾三文

右去亥秋免本銀

一同五百八貫三百六拾壹文

右去亥夏免本銀

上小川村

高頭三千七拾貳石貳斗八升貳合八勺壹才

千拾八石壹斗貳升六合貳勺七才

郷土自作並
諸人作職

七拾壹石五斗壹升七合七勺

抱地高

享保七年寅御検地竿次本

田方六拾五町四反拾六歩

田高千七百九拾五石五斗七升八合六勺九才 百姓請取

但壹畦二付貳斗六升三合五勺五才

畠方貳拾六町壹反五畦貳貳歩

畠高百八拾七石六升壹勺九才

右 同

但壹畦二付六升八合六勺五才

一人軀五百八拾四人

現用夫女三百六拾四人

男貳百拾九人

女百四拾五人

一用夫壹人二付

高九石八合余

一竈數九拾六

（中略）

上井村

高頭千六拾三石八斗貳升九合九勺壹才

損高七石九斗壹升四勺壹才

九石三斗八升壹合貳勺五才

貳拾六石八升六合四勺七才

抱地高

諸人作職

享保十巳年御檢地竿次本

田方三拾五町八反六畦拾貳步

田高九百拾六石七斗貳升五合七勺三才

但壹畦二付貳斗貳升五合三勺九才

畠方拾六町貳反四畦六步

畠高百拾壹石六斗三升六合四勺六才

但壹畦二付六升五合九勺八才

(中略)

高頭千六拾四石七斗八升四合壹勺七才

内損高九石五斗七升五合

百貳拾九石三斗三升七合五勺

百六拾石六斗五升三合九勺八才

文化五年辰御檢地竿次本

田方三拾五町八反四畦拾四步

田高六百六拾八石四斗六升三合五勺四才

但壹畦二付壹斗七升九合貳才

畠方貳拾九町七畦壹步

畠高百六石三斗貳升九合壹勺七才

但壹畦二付三升四合三勺七才

(中略)

高頭八百八拾七石七斗貳升五合六勺貳才

百姓請取

右同

川内村

抱地高
永作浮免
諸人作職

百姓請取

右同

松木村

内百五拾八石五斗四升四合七勺八才

宝曆三酉年御檢地

田方貳拾三町六反四畦拾步

田高五百七拾四石壹斗三升九合壹勺七才

但壹畦二付貳斗三升三合壹勺貳才

畠方貳拾八町三反五畦廿壹步

畠高百五拾五石四升壹合六勺七才

但壹畦二付五升貳合四勺九才(マ)

(中略)

高頭千四百六拾五石三升四合五勺八才

内四石壹斗七升七合八才

百七石八斗四升五合六勺三才

天保十一御檢地

田方六拾四町貳畦六步

田高千貳百七拾九石貳升貳合貳勺九才

但壹畦二付壹斗九升七合九勺七才

畠高七拾三石九斗八升九合五勺八才

畠方拾壹町四反壹步

但壹畦二付六升貳合三勺五

(中略)

諸人作職

百姓請取

右同

新町村

抱地
諸人作職

百姓請取

右同

小浜村

高頭九百四拾七石七斗八升七合貳勺九才

内損高九斗壹合四才

拾三石壹升三合五勺四才

諸人作職

享保十一年大御支配

田方三拾九町五畦八歩

田高七百六拾式石三斗三升六合式勺九才

百姓請取

但壹畦ニ付壹斗八升三合壹勺七才

畠高百七拾式石四斗三升七合五勺

右 同

畠方四拾五町式反式畦九歩

但壹畦ニ付三升六合六勺壹才

(中 略)

(本文奥書)

右者、諸在百姓請取高并人・現用夫女、其外万取しらへ申出候様御条書を以被仰渡、御承知仕相しらへ申候処、右之通御座候間、帳面相認差上申候、以上、

子

六月廿五日

郡見廻

秋山庄右衛門

御郷士年寄衆中

8 宗門手札改人数帳

門割体制下の薩藩農民たちは、権力によって常時厳格な監視のもとにおかれ、その実態把握がはかられていた。薩藩農民に対する厳格な人別改的調査は、一般に宗旨改を主目的に実施されたと理解されている薩藩

宗門手札改事業の、もう一つの重要な側面として実施され続けた。⁽³⁹⁾

宮之城町「山崎御飯屋文書」⁽⁴⁰⁾ならびに吹上町「伊作御飯屋文書」⁽⁴¹⁾中の宗門手札改帳によると、各村落に対して毎年人別改的小調査が実施され、それは、近世中期以降一定間隔をおいてほぼ定期的な実施された宗門手札改時に集成されて、「宗門手札改人数帳」に厳密な記録としてとどめられていつている。⁽⁴²⁾すなわち、成年男子農民（用夫）の名頭成や名子成・養子成・他門からの参入や本属門からの他出ほか、縁組・離縁・死去など、門農民の身分関係や所属等の変動について、権力が厳格な監視とその把握に努め続けていったことを示す記事や貼紙等を宗門手札改人数帳（以下、手札改帳）の随所に見出すことができるのである。

このような手札改帳の性格を反映して、例えば次の享保十四年の山崎郷二渡村の「宗門手札改人数帳」⁽⁴³⁾の記載例に見るように、村落再編をもなう検地門割事業を体験した村落について、その事業の直後に実施された手札改時作成の手札改帳が存在するならば、その帳内には必ず門農民の身分変更や移動等を検地門割事業との関連で記した記事が収載される。またその事業を通して経営体の名称や格付等に変更があった場合にも同様に関係記事が収載されており、それらを通して検地門割の実施が確認されるのである。⁽⁴⁴⁾

〔資料Ⅰ〕 「享保十四年 山崎二渡村宗門手札改人数帳」

(前 略)

一四拾四歳

禪宗

久留主門名子

源左衛門

右源左衛門事、同村山之口門名頭市助伯父六左衛門子二而候処、去ル末年大御支配御門割之節、壹家内共ニ右門名子ニ相直り候、郡奉行新納仁右衛門証文見届申候

(中略)

一四拾歳

禪宗

半左衛門

水流屋敷名頭
卯四月改名

右水流屋敷従前々水流門与唱来り候処ニ、御檢地大割帳水流屋敷与有之候ニ付、去ル末年大御支配御門割之節水流屋敷与相直り候、郡奉行新納仁右衛門証文見届申候、

9 その他の史料

以上に紹介した史料等の外にも、檢地門割事業の実施を確認、もしくは推定し得る若干の史料が存在する。いくつか例示したい。

同一村落の異年代の経営体名称やその格付、及び経営体数など農村構造の全て、もしくは一部について比較・対照できる史料が存在して、両期の農村構造に大きな差異や変化が認められる場合、その期間中の当該村における檢地門割事業の実施を推定できる。すなわち、村落内部における経営体名称やその格付の変更、経営体数の増減といった変化や減少は、薩藩農民たちの自主的行爲として自然発生的に生ずることは、万治内檢以降の薩藩農村においてはまずなく、それらは全て檢地門割事業という権力的措置を経てはじめて可となり、発生する性格のものであった⁽⁴⁵⁾からである。このような手続きを経て推定確認可能な史料のいくつかが吹上町「伊作御飯屋文書」⁽⁴⁶⁾や宮之城町「山崎御飯屋文書」⁽⁴⁷⁾及び川内市

旧高江出張所旧藏文書⁽⁴⁸⁾中の宗門手札改や農政関係史料に見い出される。そのほか、私領主等が自ら編纂した「家譜」等に推定可能な記事が見い出せるケースもある。近世薩藩家老家として藩政に重要な役割を果たしてきた、伊集院石谷領主町田家の第二六代町田久視編纂の「町田氏正統系譜 四」には、次のような記事を収載する。⁽⁴⁹⁾

(前略) 又道有以伊集院内中原名、為世伝之地、則旧居于石谷者、而其書中云原中原宝曆檢地帳載中原原、其三小山同帳載小山下欵、富松今作飛松(後略)、

記事中「宝曆檢地帳」とは、このような記事を収載している編纂物の性格や、同檢地帳が町田家領邑の石谷村中の地名比定の依拠史料として用いられていることを考えると、宝暦年間に作成された檢地竿次帳か檢地名寄帳のいずれかではなからうかと推定される。

四 享保内檢以降の檢地門割事業の実施状況

享保内檢以降、薩藩領内のどれ位の農村で檢地門割事業が実施されているのだろうか。前節でとり挙げた史料類を通して、これまで(平成五年一月末日段階)に確認(一部推定)をなし得た郷村について示し、資料作成の途上で、若干気付いたことを指摘したい。

なお、提示する資料について最初に断っておくが、これから紹介する資料は全て享保内檢完了年(享保十二年)の翌享保十三年(一七二八)から幕藩制終末年の慶応三年(一八六七年)までの、一四〇年間の薩藩領内における檢地門割事業の実施状況を把握するために作成したものである。また、旧薩藩領日向諸県郡内にあった二〇ヶ郷のうち、現在宮崎

県域にある十七ヶ郷については、未だ筆者の調査が自身納得し得る段階まで進んでいないという事情のために、不本意ながら今回は除外することとし、鹿児島県域にある旧大崎・志布志・松山の三ヶ郷のみを加えて、資料を作成することにした。

後掲の第一表は、各種の史料により、享保内検以降の村落動向（検地門割事業の実施と関連した）が把握できる薩藩領内の村落数を示したものの、すなわち、前記日向国一七ヶ郷内の村落を除き、その他の薩隅日領内の約六〇〇村について、享保内検以後の期間において検地門割事業の実施の有無を確認、もしくは推定（以下、確認）できる村落数がどれくらいの数量にのぼるかを郷別及び国別に示したものである。第1図もその状況を図示して示したものである。現在までの調査により、薩摩国全三一九村中一三〇村（約41%）・大隅国全二五五村中六一村（約24%）・日向国3ヶ郷全二五村中六村（約24%）、全体で計五九九村中一九七村（約33%）の動向の把握が可能となっている。

第2表は、享保内検以後の村落動向の把握が可能な村落のうちで、内検以後の近世後期の薩藩領域において実施を確認できる検地門割事業の数量を年代別・国毎に示したものであり、第2図は実施の状況を図示したものである。現在までの確認事例は薩摩国延一〇六例（村落実数一〇一村）、大隅国延六〇例（村落実数五四村）、日向三ヶ郷延六例（村落実数五村）、全体数にして延一七二例（村落実数一六〇村）である。この数量は日向一七ヶ郷を除いた薩隅日領村落数の三割弱に相当する。

このように制約されたデータの中での考察となるが、以下、享保内検以後の検地門割事業の実施の状況を資料に基づいてみてみたい。まず年

代的にみた場合どうだろうか。第2表をみるに、享保以降の検地門割事業には二つの盛行期間が存在したことがうかがわれる。すなわち第一期の盛行期間は一八世紀半ばの宝暦・明和期をピークとした寛保・延享期から安永前期に至る約三〇年間であり、第二期は一九世紀前半の文化期から天保期に至る約三〇年間である。

次に地域的に実施の状況を見るとどうだろうか。それぞれの検地門割事業の実施の背景となった要因や村落事情は当面において、現段階で得られているデータに基づいて第2図を見るに、その実施に地域的偏差や厚薄は認められない。享保内検以後の検地門割事業の体験村落確認数一六〇村中一二村では二回の実施体験を有していることを確認できるのであるが、これらの村落もおおよそ藩内にあまねいで分布しているといえる。また、享保内検を最後として、藩政後半期に一回の検地門割事業も体験しなかったことが確認もしくは推定できる村落はどれくらいの数量にのぼるのだろうか。第3表はそれを示したものである。未実施確認例三〇、推定数七を含めて全三七村落である。その数値が実施体験確認村落数一六〇に対する比率は約二割、日向一七ヶ郷を除く薩隅日領村落数に占める比率約6%である。

さてこれまでの指摘で示したように、現段階で筆者が得ているデータは、享保内検以後において検地門割体験を有する村落数は全体量の三割弱、享保内検を最後として未実施のまま明治に至った村落数は一割にも満たない、といった数量にすぎないのであるが、実際には全体比率にしてどれくらいかの村落で実施され、あるいは未実施のまま推移したのであろうか。ある程度推定可能な史料が存在する。先に紹介した「鹿児島県

第1表 近世後期の薩摩藩の郷別村落数、及び享保内検以後慶応3年までの間(1728~1867)における檢地・門割実施
 体験の有無の確認(もしくは推定) 可能な郷別村落数

〈平成5年1月末日までの確認結果〉

薩			摩			國			大			國			日向國(三箇郷)		
郡	郷名	村落 数	郡	郷名	村落 数	郡	郷名	村落 数	郡	郷名	村落 数	郡	郷名	村落 数	郡	郷名	村落 数
鹿島	鹿兒島	25 ³	百次	水引	5 ³	城	水引	5 ³	島	桜島	19	於	於	5 ²	諸	大	10 ²
	吉田	5 ³		瓶	14 ³		嶺	3		牛	6		大志布志	12 ⁴			
	谷山	9 ¹		峯			桑	4 ⁰		垂水	3		山	3			
繪	喜入	4	川	崎栗島	1	城	崎栗島	1	原	横	3 ²	郷	川	3 ²	郡	松	
	知覧	6 ⁴	竹島	1	下		3	小根占		3	栗野		7				
	指宿	4 ¹	黒島	2	佐多		5	佐		5	吉松		5				
宿	今和泉	5	郷	黒島	2	代	田	2	家	湯之尾	2	月向國(三箇郷)合計	合計	25 ⁶			
	山	4 ⁴	東郷	8 ³	内之浦		3	馬越		3 ¹							
	山	4 ⁴	入	2 ²	高		7 ³	宮本		3							
宿	穎娃	6 ⁶	種	薩摩國合計	319 ¹³⁰	城	高	3 ²	刈	宮本	3	郷	城	4			
	川	13 ¹	崎	5 ⁴	計		大始良	7		給	溝辺		5	郷	加治木	6	
	川	14 ³	宮之	8 ¹			新	1			良		加治木		6		
山	3	鶴	4 ³	花		7	貞	加治木	5								
鹿	1	大	4 ⁴	鹿	2	島		佐	11								
坊	2 ²	黒	1 ¹	高	5			瀬	佐	11							
久志秋目	久志秋目	2 ²	佐	2	申		10 ⁷		島	鳥	15						
	阿	6 ²	蘭	1 ¹	高	2	子			鳥	15						
	多	4 ²	大	15 ¹	高	2		郷		子島	15						
伊	伊	10 ⁶	大	15 ¹	高	2			子島	子島	15						
	吉	1 ¹	山	9	高	2	子島			子島	15						
	水	1	野	1	高	2		子島		子島	15						
日	水	1	出	11 ⁷	高	2			子島	子島	15						
	日	2	高	6 ⁵	高	2	子島			子島	15						
	伊	29 ¹³	野	2 ²	高	2		子島		子島	15						
置	郡	6 ²	長	12 ⁸	高	2			子島	子島	15						
	市	8 ⁸	阿久根	8 ⁴	高	2	子島			子島	15						
	申	4	高	5 ⁵	高	2		子島		子島	15						

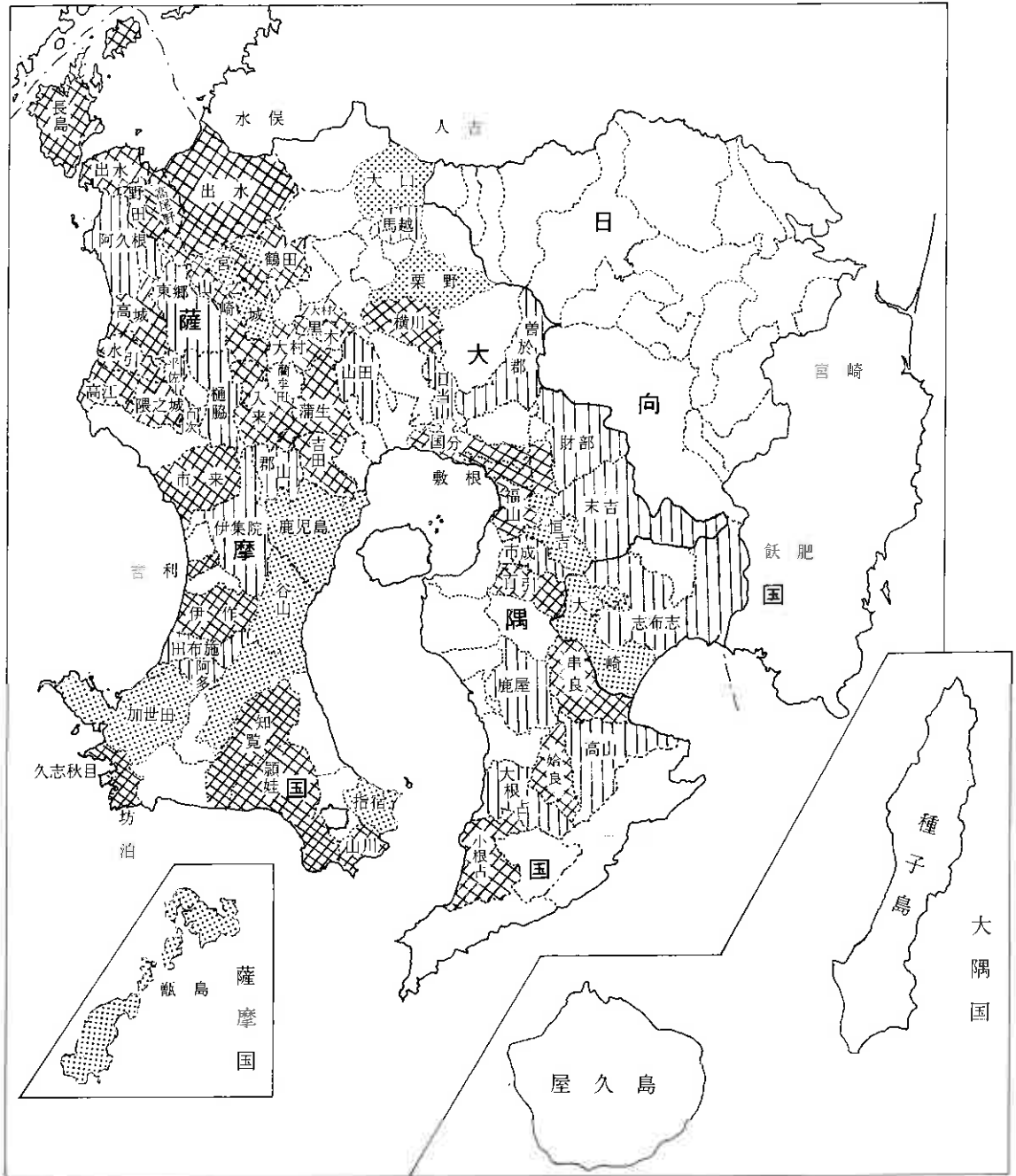
計 599 197

享保内検以後、薩藩領内の約三分の二(七割弱)の村落で検地門割事業が実施され、残りの約三分の一(三割強)の村落では実施されることはなかつたのではなからうか、と推定できるのであるが、いかなるものであろうか。

協力高事件整理書は、薩藩領内二六ヶ郷八八村落の、享保内検から慶応三年までの検地門割事業の実施状況を示している。これによると実施村落数五八(66%)、未実施村落数三〇(34%)という数値が得られる。この数値をもし藩領全体に敷衍して考察を進めることが許されるならば、

注1. 水原の郡・郷名等の記載順序、及び各郷の村落数は「享保五」(享保7年改稱)によつた。但し村落数において豊入・福山郷の村落数は各々あるも近世後期の實在した村落数をそれぞれ示した。
 2. 郷名等欄において差を付したものは郷(外郷)名ではないことを示している。
 3. 確認数とは、享保内検実施以後慶応3年までの時期における検地・門割の実施経験の有無を確認できる郷別村落数を示している。
 4. 日向國については田舎藩領の諸郷部所屬20箇郷のうち、現在鹿兒島縣にある3箇郷(大崎・志布志・松山)について確認数を示した。
 5. 確認数欄の()内の数値は、享保内検実施以後明治に至るまでの間に同一村落で2回の検地・門割を体験している村落数(確認数)を示す。

第1図 享保内検以後慶応3年までの間における検地・門割の実施体験の有無の確認・推定可能な郷の分布状況



注、上表の見方は以下のとおり

は郷内村落数の60%以上の村落数について、検地門割の実施体験の有無を確認・推定できることを示し、
 は30~60%、
 は30%未満を示す。
 は現段階では確認・推定ができない郷を示している。

第2表 享保内検実施以後の近世後期の薩摩藩領域における検地・門割事業の実施状況（確認もしくは推定可能分）

期 間	地 域	薩 摩 国	大 隅 国	(三 箇 郷 分) 日 向 国	合 計
1728～1737 (享保13) (元文2)		1 (村)		1 (村)	2 (村)
1738～1747 (元文3) (延享4)		10	8	1	19
1748～1757 (延享5) (宝暦7)		18	6		24
1758～1767 (宝暦8) (明和4)		21	5		26
1768～1777 (明和5) (安永6)		6	12	2	20
1778～1787 (安永7) (天明7)		5	5		10
1788～1797 (天明8) (寛政9)		1	2		3
1798～1807 (寛政10) (文化4)		1	2		3
1808～1817 (文化5) (文化14)		8	11	1	20
1818～1827 (文政元) (文政10)		10	1	1	12
1828～1837 (文政11) (天保8)		14	1		15
1838～1847 (天保9) (弘化4)		6	3		9
1848～1857 (嘉永元) (安政4)		1	1		2
1858～1867 (安政5) (慶応3)			3		3
年代特定不能		1			1
総 計		106 (101)	60 (54)	6 (5)	172 (160)

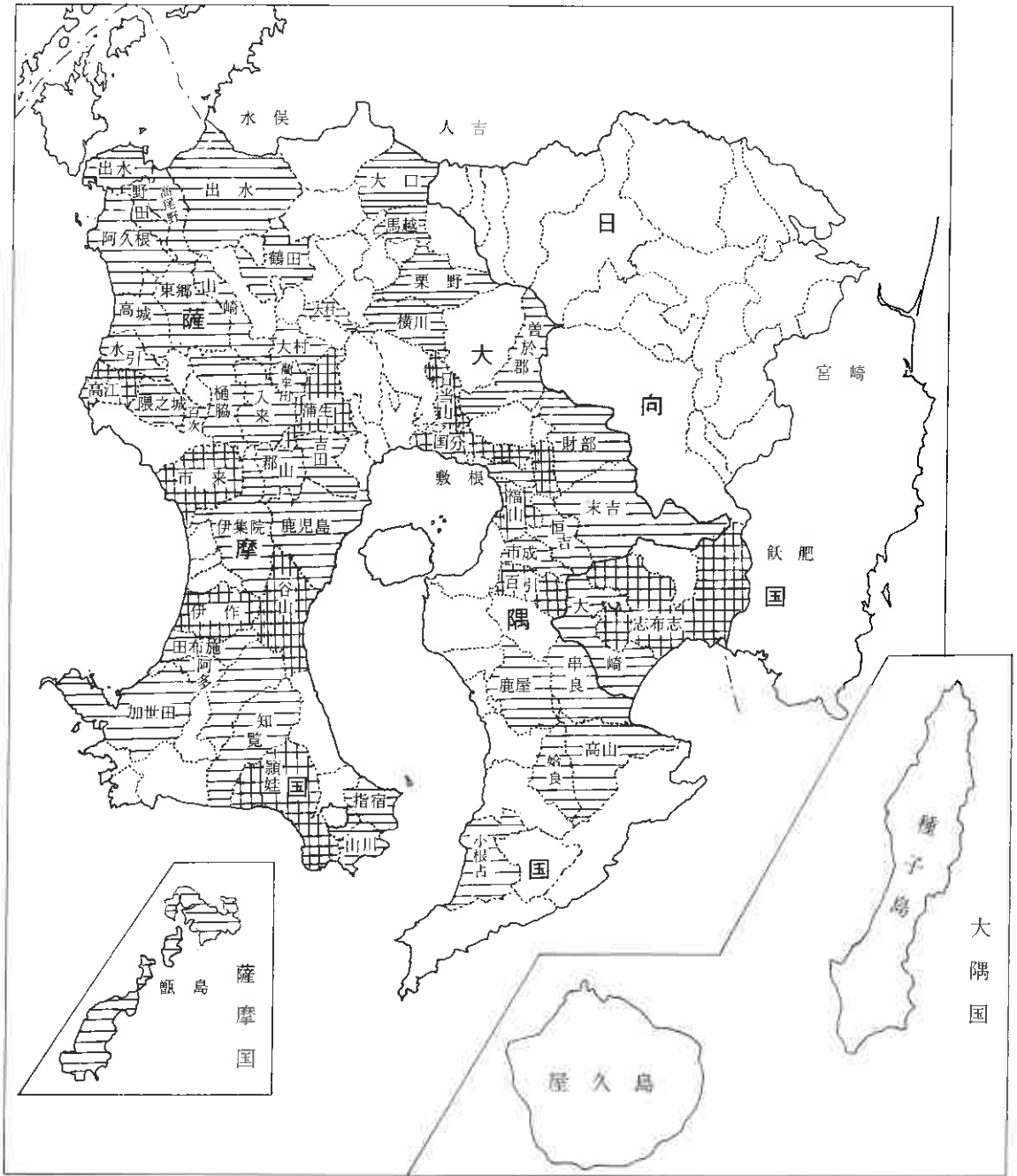
- 注1. 表中の数値は、享保内検実施以後慶応3年までの間において、確認・推定可能な検地門割の実施体験を有する村落数を示す。
2. 総計欄の()内の数値は、享保内検後、それぞれ複数回数の検地・門割実施体験を有する12村落の重複分を差し引いた村落実数を示す。
3. 日向国(3箇郷)とは、旧薩摩領諸郡内20箇郷のうち現鹿児島県域にある3箇郷(大崎・志布志・松山)を示す。



第3表 享保内検実施以後の近世後期の時期において検地・門割事業の未実施を確認もしくは推定可能な村落数

項 目	地 域	薩 摩 国	大 隅 国	(三 箇 郷 分) 日 向 国	合 計
未実施を確認 できる村落数		23	7		30
未実施を推定 できる村落数		6		1	7
総 計		29	7	1	37

注. 本表で確認もしくは推定の対象とした時期は享保内検実施以後慶応3年までの期間である。

第2図 享保内検実施以後慶応3年までの間に、郷内村落中に検地・門割の実施体験の村落を有する郷の分布状況



注、は検地・門割の実施体験を有する村落をもつ郷を示す。
は2回の検地・門割の実施体験を有する村落をもつ郷を示す。

<資料1>近世後期の薩摩藩において検地・門割の実施を確認・推定できる村落名とその年代

国名	郷名	村名・実施年代(西暦年代)	国名	郷名	村名・実施年代(西暦年代)
薩摩国	鹿児島近在	川上村 - 宝暦3年(1753) <1>	薩摩国	樋脇郷	市比野村 - 延享2年(1745) <44>
		中村 - 宝暦10年(1760) <2>			中村 - 明和2年(1765) <45>
	吉田郷	上伊敷村 - 明和4年(1767) <3>		山崎郷	久富木村 - 宝暦2年(1752) <46>
		本城村 - 宝暦12年(1762) <4>			二渡村 - 宝暦3年(1753) <47>
	本名城村 - 文政13年(1830) <5>	山崎村 - 明和4年(1767) <48>			
	東佐多浦村 - 天保11年(1841) <6>	白男川村 - 延享~天明年間 <49>			
	谷山郷	下福元村 - 宝暦3年(1753) <7>		鶴田郷	鶴田村 - 宝暦7年(1757) <11>
		" - 安永2年(1773) <8>			柏原村 - 安政2年(1855) <11>
	知覧郷	東別府村 - 安永8年(1779) <9>		大村郷	下手村 - 文政2年(1819) <11><30>
	指宿郷	西方村 - 延享3年(1746) <10>			上手村 - 文政6年(1823) <11><31>
	山川郷	成川村 - 寛政4年(1792) <11>			北方村 - 文政12年(1829) <11>
		御領村 - 宝暦3年(1753) <12>			南方村 - 天保3年(1832) <11><32>
	姪嶺郷	" - 天保2年(1831) <11>	蘭牟田郷		蘭牟田村 - 宝暦7年(1757) <53>
		別府村 - 宝暦3年(1753) <11>			大田村 - 安永9年(1780) <54>
	十町村 - 宝暦9年(1759) <11>	出水郷		武本村 - 宝暦3年(1753) <55>	
	" - 文化8年(1811) <11>			江内村 - 宝暦3年(1753) <56>	
	郡村 - 宝暦9年(1759) <11>	庄村 - 宝暦9年(1759) <57>			
	仙田村 - 安永2年(1773) <11>	上大川内村 - 宝暦12年(1762) <58>			
	牧之内村 - 安永2年(1773) <12>	下大川内村 - 宝暦12年(1762) <59>			
	川辺郷	神殿村 - 天明3年(1783) <13>		下鱈淵村 - 明和2年(1765) <60>	
		加世田郷		内山田村 - 寛保3年(1743) <14>	下知識村 - 宝暦~明和期頃方 <61>
	阿多郷	宮崎村 - 寛延4年(1751) <15>		高尾野郷	下高尾野村 - 寛保2年(1742) <11>
		白川村 - 宝暦8年(1758) <16>			大窪村 - 寛延4年(1751) <62>
	田布施郷	高橋村 - 天保6年(1834) <17>			上鶴村 - 寛延4年(1751) <11><62>
		伊作郷	湯之浦村 - 寛保2年(1742) <18>		唐笠木村 - 寛延4年(1751) <11><62>
	"	" - 天保9年(1838) <19>	柴引村 - 寛延4年(1751) <62>		
	花熟里村 - 文化5年(1808) <20>	野田郷	上名村 - 文政13年(1830) <11>		
	小野村 - 文化10年(1813) <21>		阿久根郷	赤瀬川村 - 文化6年(1809) <63>	
	中之里村 - 文政4年頃方(1821) <22>	鶴川内村 - 文化6年(1809) <64>			
	今田村 - 天保5年(1834) <23>	山下村 - 文政13年(1830) <65>			
	中原村 - 天保5年(1834) <24>	波留村 - 天保3年(1832) <66>			
	伊集院郷	古城村 - 享保17年(1732) <11>	高城郷	麓村 - 文政4年(1821) <11>	
		寺脇村 - 寛延4年(1751) <11>		湯田村 - 文政4年(1821) <11><67>	
		飯牟礼村 - 宝暦8年(1758) <11>		城上村 - 文政10年(1827) <11>	
		石谷村 - 宝暦年間 <25>		西方村 - 文政10年(1827) <11>	
		福山村 - 明和2年(1765) <11>	麦之浦村 - 文政10年(1827) <11>		
		太田村 - 明和4年(1767) <11>	水引郷	大小路村 - 宝暦9年(1759) <68>	
		直木村 - 安永9年(1780) <26>		草道村 - 文化15年(1818) <69>	
		郡村 - 文政13年(1839) <11><27>	宮内村 - 文政6年(1823) <70>		
		桑畑村 - 天保4年(1833) <11>	甌島郷	里村 - 延享元年(1744) <71>	
		野田村 - 天保7年(1836) <11>		江石村 - 宝暦8年(1758) <72>	
		下谷口村 - 天保7年(1836) <11>		中甌村 - 宝暦8年(1758) <73>	
嶽村 - 天保10年(1839) <11>		小根占郷	辺田村 - 安永9年(1780) <11><74>		
郡山郷	東俣村 - 安永4年(1775) <29>	高山郷	野崎村 - 宝暦7年(1757) <75>		
	郡山村 - 安永6年(1777) <30>		新留村 - 安永8年(1779) <76>		
前出村 - 天保12年(1841) <77>					
市来郷	大里村 - 寛保2年(1742) <31>	始良郷	上名村 - 明和8年(1771) <78>		
	" - 寛政12年(1800) <11><32>		麓村 - 安永3年(1774) <79>		
	伊作田村 - 延享5年(1748) <11><33>	鹿屋郷	中名村 - 延享2年(1745) <80>		
	袖之川村 - 延享5年(1748) <11>		上名村 - 安永7年(1778) <81>		
	湯田村 - 宝暦10年(1760) <11><34>	串良郷	有里村 - 延享2年(1745) <82>		
	養母村 - 宝暦11年(1761) <11><35>		岩弘村 - 宝暦12年(1762) <11>		
	川上村 - 安永8年(1779) <11>		川西村 - 明和9年(1772) <11>		
	長里村 - 天保9年(1838) <11>		新川西村 - 明和9年(1772) <11>		
	田崎村 - 文化6年(1809) <36>	細山田村 - 明和9年(1772) <83>			
	百次郷	宮里村 - 文化12年(1815) <11><37>	岡崎村 - 慶応3年(1867) <11>		
		東手村 - 天保9年(1838) <11>	下小原村 - 慶応3年(1867) <11>		
	西手村 - 天保12年(1841) <11>	百引郷	百引村 - 宝暦6年(1756) <84>		
高江郷	" - 文化5年(1808) <11><38>				
久見崎村 - 享保内検後~天保年間 <40>	平房村 - 明和6年(1767) <86>				
東郷郷	穴野村 - 延享元年(1744) <41>	市成郷	市成村 - 文化14年(1817) <87>		
	田海村 - 延享元年(1744) <42>		恒吉郷	大谷村 - 宝暦2年(1752) <88>	
鳥丸村 - 延享元年(1744) <11>	末吉郷	諏訪方村 - 明和5年(1768) <89>			
入来郷		浦之名村 - 宝暦7年(1757) <11><40>	南郷村 - 安永3年(1774) <90>		

国名	郷名	村名・実施年代(西暦年代)	国名	郷名	村名・実施年代(西暦年代)
大隅国	財部郷	北俣村 - 延享元年 (1744) <91>	大隅国	日当山郷	佳例川村 - 宝暦6年 (1756) <99>
		福山郷			福山村 - 明和6年 (1769) <11>
	敷根郷	福沢村 - 文化14年 (1817) <11>		西光寺村 - 安永7年 (1778) <101>	
		# - 弘化4年 (1847) <11>		横川郷	下之村 - 宝暦8年 (1758) <102>
	国分郷	麓村 - 文化6年 (1819) <11><92>		栗野郷	上之村 - 文政9年 (1826) <103>
		湊村 - 文化11年 (1814) <11>		馬越郷	米永村 - 文化11年 (1814) <104>
		真孝村 - 寛保2年 (1742) <93>		蒲生郷	前日村 - 文政13年 (1830) <105>
		野久美田村 - 延享2年 (1745) <93>		大崎郷	上久徳村 - 延享元年 (1744) <11><106>
		下井村 - 宝暦3年 (1753) <93>			漆村 - 延享2年 (1745) <107>
		松木村 - 宝暦3年 (1753) <93>			# - 安永2年 (1773) <11><108>
		府中村 - 宝暦3年 (1753) <93>	米丸村 - 延享2年 (1745) <109>		
		内村 - 明和3年 (1766) <93>	# - 文化13年 (1816) <11>		
		住吉村 - 明和5年 (1768) <93>	西浦村 - 明和5年 (1768) <11>		
		小田村 - 寛政8年 (1796) <93>	久末村 - 安永2年 (1773) <110>		
		見次村 - 寛政8年 (1796) <93>	志布志郷	野方村 - 寛保3年 (1743) <111>	
		川内村 - 文化5年 (1808) <93><94>	菱田村 - 安永3年 (1774) <112>		
		野口村 - 文化5年 (1808) <93>	安楽村 - 享保16年 (1731) <113>		
		向花村 - 文化8年 (1811) <93>	# - 文化5年 (1808) <114>		
	# - 安政元年 (1854) <95>	野井倉村 - 明和6年 (1769) <115>			
	福島村 - 文化11年 (1814) <93>	月野村 - 文政12年 (1819) <116>			
	新町村 - 天保11年 (1840) <93>				
	上小川村 - 安政5年 (1858) <96>				
	出口村 - 安永9年 (1780) <97>				
曾於郡郷	重久村 - 文化3年 (1806) <98>				

注1. 表の右端欄の<>内の数字は典拠史料の所在や出典を示す。(後掲資料参照)
2. ※日向国は、現在の鹿児島県域に含まれる3箇郷(大崎・志布志・松山)についての確認結果を示す。

<資料2> 近世後期の薩摩藩における検地・門割の未実施村落名と最後の実施年代

国名	郷名	村名・実施年代(西暦年代)	国名	郷名	村名・実施年代(西暦年代)
薩摩国	喜入郷	中名村 - 享保10年 (1725) <117>	薩摩国	長島郷	蔵本村 - 享保11年 (1726) <11>
		瀬々村 - 享保10年 (1725) <11>			指江村 - 享保11年 (1726) <11>
	永里村 - 享保10年 (1725) <11>	城川内村 - 享保11年 (1726) <11>			
	西別府村 - 享保10年 (1725) <11>	鷹巣村 - 享保11年 (1726) <11>			
	大山村 - 享保11年 (1726) <11>	平尾村 - 享保11年 (1726) <11>			
	岡見+水村 - 享保11年 (1726) <11>	諸浦村 - 享保11年 (1726) <11>			
	福元村 - 享保11年 (1726) <11>	山門野村 - 享保11年 (1726) <11>			
	赤生木村 - 享保10年 (1725) <118>	獅子島 - 享保11年 (1726) <11>			
	大浦村 - 享保10年 (1725) <119>	小根占郷			川北村 - 享保11年 (1726) <11><120>
	坊泊郷	坊村 - 享保11年 (1726) <11>			川南村 - 享保11年 (1726) <11><121>
	泊村 - 享保11年 (1726) <11>	山本村 - 享保11年 (1726) <11><122>			
	久志秋目郷	久志村 - 享保11年 (1726) <11>	横別府村 - 享保11年 (1726) <11><123>		
	秋目村 - 享保11年 (1726) <11>	山田郷	北山村 - 享保10年 (1725) <11>		
	出布施郷	大野村 - 享保11年 (1726) <120>	木津志村 - 享保10年 (1725) <11>		
	吉利郷	吉利村 - 享保10年 (1725) <121>	辺川村 - 享保10年 (1725) <11>		
	伊集院郷	入佐村 - 享保10年 (1725) <11>	伊崎田村 - 享保11年 (1726) <124>		
	市来郷	湊村 - 享保10年 (1725) <11>			
	平佐郷	平佐村 - 享保10年 (1725) <11>			
	入来郷	添田村 - 享保9年 (1724) <122>			
	富之城郷	求名村 - 享保11年 (1726) <123>			
鶴田村	袖子村 - 享保11年 (1726) <11>				
野田郷	下名村 - 享保11年 (1726) <11>				

注1. 表の右端欄の<>の数字は典拠とした史料の所在や出典を示す。
2. 本表と前掲資料1作成の典拠とした史料の所在や出典を示す<>については、後掲資料(資料3)にて具体的に示した。
3. ※日向国は、現在の鹿児島県域に含まれる3箇郷(大崎・志布志・松山)についての確認と推定結果を示す。
4. 本表と前掲資料1の見出しに用いた近世後期とは享保内検実施以後の藩政時代について用いている。

〈資料3〉 資料1及び資料2の作成に用いた史料の所在や出典・史料名など

〔資料1の分〕

- 〈1〉 鹿児島市畠中彬氏所蔵(影写史料)「宝暦三年酉二月 富安屋敷名寄帳写」(鹿児島市吉野史談会長藤井徹氏保管)。畠中彬「鹿児島城について」(『黎明館調査研究報告書 第六輯』に引用紹介)。
- 〈2〉 鹿児島大学附属図書館所蔵『山田家文書』中の天保九年戊戌十一月十二日付「川井田清左衛門知行高名寄帳」の奥書と門高知行の宛行先を示した記事(以下、奥書と宛行先記事は略し、史料名のみ掲げる)。影写史料、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵(以下、黎明館)。
- 〈3〉 鹿児島県立図書館所蔵の明和四年「淵之上門名寄帳」(鹿児島上伊敷村)・天保五年甲午五月晦日付「川上鉄兵衛 知行高名寄帳」、及び鹿児島県黎明館所蔵(影写資料)の明治三年「吉海休太郎知行高名寄帳」。
- 〈4〉 鹿児島郡吉田町木城谷上田平清蔵氏所蔵の宝暦十二年二月廿二日「平城門名寄帳」(吉田本城村)。
- 〈5〉 鹿児島郡吉田町本名本吉田西園曉氏所蔵の文政十三年「本名村後方限門名寄帳」。黎明館所蔵「歴史資料調査報告カード」。
- 〈6〉 鹿児島大学附属図書館所蔵『伊集院家文書』中の「知行高名寄帳」。
- 〈7〉 鹿児島県立図書館所蔵の宝暦三年「重盛門名寄帳」(谷山下福元村)・宝暦四年甲戌二月六日付「大野鉄兵衛知行高名寄帳」。
- 〈8〉 鹿児島県立図書館所蔵の安永三年甲午九月十五日付「川上直左衛門知行高名寄帳」。鹿児島県黎明館所蔵の文化十三年子十二月付「達山四郎太知行高名寄帳」。
- 〈9〉 知覧町立歴史館所蔵の山本小市以下7名の「知行高名寄帳」、及び川辺四郎右衛門以下3名の「知行目録」。桑波田興氏写本「知覧郷知行高名寄帳」。所崎平「知行高目録 上木原文書」(『知覧文化』第17号)。安藤保「近世薩摩藩の浮免について」(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』)。
- 〈10〉 鹿児島県黎明館所蔵(仮題)「(延享三年丙寅二月廿□日)薩州指宿西方村御検地竿次帳」(明治二年写)。
- 〈11〉 鹿児島県黎明館所蔵「鹿児島県協力高事件整理書 四拾五」。
- 〈12〉 『穎娃郷土誌(改訂版)』所収「安永二年巳三月廿五日 穎娃牧之内村田中門名寄帳」(揖宿郡穎娃町鶴留盛衛氏所蔵)。「穎娃郷土誌資料集第十七 鶴留文書 田中門名寄帳他」所収。
- 〈13〉 鹿児島県立図書館所蔵「天明三年(月日不明) 薩州川辺郡川辺神殿村御検地名寄帳」。
- 〈14〉 鹿児島市畠中彬氏所蔵(影写史料)「寛保三年癸亥四月廿日 薩州河辺郡加世田内山田村徳永門御検地名寄帳」。鹿児島県黎明館(影写史料)所蔵の明治三年「吉海休太郎知行高名寄帳」。
- 〈15〉 鹿児島県立図書館所蔵の宝暦二年壬申三月廿三日付「諏訪八郎右衛門知行高名寄帳」。
- 〈16〉 鹿児島県立図書館所蔵の宝暦九年「篠原善兵衛知行高名寄帳」。
- 〈17〉 日置郡金峰町高橋福留武雄氏所蔵「天保五年甲午二月廿五日 薩州阿多郡田布施高橋村御検地竿次帳写」。「金峰町郷土史」下巻 98~121頁。
- 〈18〉 日置郡吹上町教育委員会所蔵「寛保二年戊正月廿七日 薩州阿多郡伊作湯之村御検地竿次帳」。同町篠原クメ氏旧蔵「寛保二年戊二月 尾上門名寄帳写」(伊作湯之浦村)。
- 〈19〉 日置郡吹上町教育委員会所蔵「天保九年戊戌二月廿一日 薩州阿多郡伊作湯之村御検地竿次帳」、同町篠原クメ氏旧蔵「同前(写)」・「天保九年戊四月十五日 米満門名寄帳写」(伊作湯之浦村)。
- 〈20〉 日置郡吹上町教育委員会所蔵「文化五年(月日不明) 薩州阿多郡伊作花熟里村御検地竿次帳」。
- 〈21〉 日置郡吹上町教育委員会所蔵「文化十年癸酉二月□日 薩州阿多郡伊作小野村御検地竿次帳」。
- 〈22〉 日置郡吹上町教育委員会所蔵「(文政四年頃カ) 薩州阿多郡伊作中之里村御検地竿次帳」。

- <23> 日置郡吹上町教育委員会所蔵「天保五年甲午正月十八日 薩州阿多郡伊作今田村御検地竿次帳」・「天保五年甲午三月十八日 今田村永作浮免名寄」。同町篠原クメ氏旧蔵「天保五年午十月 今田村永作坪付」。
- <24> 日置郡吹上町教育委員会所蔵「天保五年甲午二月九日 薩州阿多郡伊作中原村御検地竿次帳」。同町篠原クメ氏旧蔵「同前(写)」・「天保五年甲午九月 中原村亀原屋敷万浮免田畠物成取分ヶ本帳」。同町宇都行雄氏所蔵「天保五年甲午三月廿八日 中原村辻門名寄帳写」・「天保五年甲午九月十三日 此節御検地門割ニ付、中原村辻門山之上門亀原屋敷田畠高取分物成並高払帳」。
- <25> 東京大学史料編纂所所蔵「町田氏正統系譜四」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ三』所収93頁)
- <26> 鹿児島県黎明館所蔵(影写史料)の安政三年丙辰十一月十八日付「名越彦太夫知行高名寄帳」。
- <27> 『伊集院郷土史』に紹介の「文政十三年閏三月十八日 西門名寄帳」(伊集院郡村)。
- <28> 鹿児島大学附属図書館所蔵の天保八年丁酉二月五日付「山田孫五郎知行高名寄帳」。
- <29> 日置郡郡山町東侯米永良夫氏所蔵「安永四年未二月 米永門名寄帳」(郡山東侯村)。
- <30> 日置郡郡山町郡山郡山政雄氏所蔵「安永六年酉六月廿七日 久保山門名寄帳」(郡山郡山村)。
- <31> 日置郡市来町大里樋之口哲夫氏所蔵「寛政十二年申五月朔日 大里村樋之口門名寄帳」の奥書(市来町郷土誌編集委員会編「市来町郷土誌」所収)。
- <32> 日置郡市来町大里樋之口哲夫氏所蔵「寛政十二年申五月朔日 大里村樋之口門名寄帳」。日置郡市来町弘山留奥ふじえ氏所蔵「寛政十二年申五月朔日 大里村富奥門名寄帳」。日置郡市来町大里原園俊雄氏所蔵「寛政十二年申五月朔日 大里村原之園門名寄帳」。
- <33> 日置郡市来町伊作田吉信政孝氏所蔵「延享五年辰三月吉日 吉信門名寄帳」(市来伊作田村)。
- <34> 鹿児島県立図書館所蔵「宝暦十年庚辰三月十七日 薩州日置郡市来湯田村御検地名寄帳」。
- <35> 日置郡市来町迫久保安之氏所蔵の宝暦十三年未八月廿日付「知行高名寄帳」(『市来町郷土誌』所収)。
- <36> 川内市田崎町井上俊憲氏所蔵「文化六年己巳正月五日 薩州薩摩郡百次田崎村御検地竿次帳」(川内市立図書館編『川内市史料集10 補遺一』所収。川内市宮崎町木場武則氏所蔵(影写史料)「文化六年己巳正月五日 名寄帳 百次田崎村廻之門」)。
- <37> 川内市宮里町茶田短貫氏所蔵「文化拾二年乙亥四月八日 隈之城宮里村御検地名寄帳(茶田門)」(川内郷土史編さん委員会編『川内市史 古文書編』所収)。
- <38> 川内市役所旧高江出張所旧蔵「安永三年甲午四月十四日 薩州薩摩郡高江高江村御検地竿次帳」。山田龍雄「明治絶対主義の基礎過程」(お茶の水書房)に引用。
- <39> 川内市役所旧高江出張所旧蔵(鹿児島県黎明館影写史料所蔵)「文化五年戊辰二月廿八日 薩州薩摩郡高江高江村御検地竿次帳」・旧高江出張所旧蔵「文化五年戊辰六月 青崎門名寄帳」(高江高江村)。
- <40> 川内市役所旧高江出張所旧蔵「享保十年己七月八日 薩州薩摩郡高江久見崎村御検地竿次帳」と川内市久見崎町末田一雄氏邸内の幕末天保期に建立の墓碑銘の比較・分析より。尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」(秀村選三編『西南地域史研究 第5輯』262頁)。
- <41> 川内市鳥追町木元テル氏所蔵「延享元年子四月八日 薩摩郡東郷穴野村竿次帳 写(安政六年)」(川内市郷土史編さん委員会編『川内市史 続古文書編』所収)。
- <42> 『川内市史 続古文書編』所収の延享元年子六月十二日付「若松休兵衛知行名寄目録(表紙欠)」中の知行配当をうけた3筆の田畠の所在地字名と奥書より。
- <43> 薩摩郡入来町副田山口淳成氏所蔵「宝暦七年丑四月十五日 浦之名村宮田門名寄帳」。『近世人來文書』(東京大学出版会、阿部善雄・古川常深・本田親虎編)所収「宝暦七年丁丑四月十二日 浦之名村御検地名寄台帳」・「宝暦七年丑四月十五日 国分与浦之名村黒武者門名寄帳」・「宝暦七年丑九月十三日 浦之名村黒武者門名子割名寄帳」の奥書・「宝暦七年丑四月十五日 国分与浦之名村出満門名子割高名寄帳」・「宝暦七年丑九月十三日 浦之名村名子割高名寄帳」(所屬門の記載欠落)の奥書・庶流入来院文書中の「入来院蔵治

- 知行高名寄帳」。
- <44> 薩摩郡樋脇町市比野仙名鉄美氏所蔵(川内市宮崎町木場武則氏影写史料所蔵)「延享二年丑七月廿四日 樋脇町市比野村仙名門名寄帳」。
- <45> 川内市中村町上原勇二氏所蔵「明和二年酉三月十三日 樋脇中村上原門名寄帳」(『川内市史 古文書編』所収)。
- <46> 薩摩郡宮之城町教育委員会所蔵「宝暦二年壬申正月十六日 薩州伊佐郡山崎久富木村御檢地竿次帳」。薩摩郡宮之城町山崎末永時雄氏所蔵「宝暦二年壬申四月廿八日 山崎久富木村内田門名寄帳」(『宮之城町史』所収)。
- <47> 薩摩郡宮之城町二渡村永一成氏所蔵(宮之城町歴史研修センター保管)「宝暦三年酉三月廿六日 山崎二渡村松永門名寄帳留」。
- <48> 薩摩郡宮之城町教育委員会所蔵(仮題)「明和四年(月日不明) 薩州伊佐郡山崎山崎村御檢地竿次帳」(山田龍雄「明治絶対主義の基礎過程」に引用)。
- <49> 薩摩郡宮之城町教育委員会所蔵の享保十四年以降寛政十二年までの「白男川村宗門手札改人数帳」の分析・検討により。尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」(秀村選三編『西南地域史研究 第5輯』266頁)。
- <50> 『原田直哉覚書 蒲生郷土史資料第三巻』(原田逸郎編)所収「文政二年卯八月八日 大村下手村知行名寄 内村門(有村司郎宛)」。
- <51> 薩摩郡祁答院町上手市来家隆氏旧蔵「文政六年癸未四月 湯丸門名寄帳」(大村上手村)。
- <52> 東京大学史料編纂所所蔵(鹿児島県黎明館影写史料所蔵)「田地方万留」中の三四高弘の項における引用史料。
- <53> 『祁答院町史』所収の「宝暦七年丑四月十七日 御山王宮領高名寄帳」中の神領地の所在を示す5筆の地字名と奥書より。
- <54> 大口市立図書館所蔵の安永九年「須佐美喜左衛門知行名寄目録」。
- <55> 出水市立図書館所蔵「宝暦三年癸酉五月廿七日 薩州出水郡出水武木村御檢地名寄帳」(出水郷土誌編集委員会編『出水郷土誌資料編(第七輯)』所収。出水市税所家所蔵文書中の「(宝暦三年癸酉九月)武木村折尾門名寄目録」(『前掲(第十九輯)』)。出水市武木伊藤信夫氏所蔵文書中の宝暦三年「武元村知行名寄浮免目録(伊藤伊右衛門外二名宛)」。
- <56> 「角川日本地名辞典46 鹿児島県」(角川書店)139頁に紹介してあるも、筆者、その典拠たる史料については今日(平成5年3月段階)まで未確認。
- <57> 出水市立図書館所蔵「宝暦九年卯三月五日 薩州出水郡出水庄村御檢地竿次帳」(『出水郷土誌資料編(第二三輯)』)・「宝暦九年卯三月 薩州出水郡出水庄村御檢地名寄帳」(『前掲(第十七輯)』)。
- <58> 出水市立図書館所蔵「宝暦十二年午四月朔日 薩州出水郡出水上大川内村御檢地竿次帳」(『前掲(第二二輯)』)。
- <59> 出水市立図書館所蔵「宝暦十二年午三月廿八日 薩州出水郡下大川内村御檢地竿次帳」(『前掲(第十五輯)』)。
- <60> 出水市朝熊外園氏所蔵「明和二年酉三月三日 出水下鯖淵村外園屋敷名寄」(『野田村郷土誌』に一部紹介)。
- <61> 出水市立図書館所蔵「(宝暦年間カ)出水郡下知識村御檢地竿次帳」(『出水郷土誌資料編(第九輯)』所収)。
- <62> 『高尾野町郷土誌』所収の宝暦二年壬申八月廿一日付「淵上伝右衛門知行名寄目録」。
- <63> 『阿久根郷土史』・『鹿児島県農地改革史』引用の「文化六年 阿久根赤瀬川村桑原門名寄帳」。
- <64> 阿久根市鶴川内桑原久枝氏所蔵「文化六年己巳正月 阿久根鶴川内村木佐野御檢地竿次帳写(安政四年) 徳田門・鶴田門」(黒神嘉寿編『阿久根の古文書』所収)。
- <65> 阿久根市山下松元唯義氏所蔵「文政十三年庚寅五月 迫田門名寄帳(阿久根山下町)」(『前掲』所収)。『阿久根市誌』所収の文政十三年寅五月四日付「沼田藏右衛門知行名寄目録」。
- <66> 峯長春氏所蔵(阿久根市波留出身)「天保三年壬辰四月十八日 峯門名寄帳」(阿久根波留村)。

- <67> 川内市湯田村橋口林徳氏所蔵「文政四年辛巳二月廿七日 薩州高城郡高城湯田村御檢地竿次帳」(『川内市史料集10 補遺一』所収)。
- <68> 川内市大小路町山本良教氏所蔵の宝暦十一年辛巳二月付「山本慶右衛門知行高名寄帳」(『川内市史 続古文書編』所収)。
- <69> 川内市湯島町濱田清洋氏所蔵「文化十五年 庄屋浮免名寄帳」(『川内市史料集10 補遺一』所収)。
- <70> 川内市宮内町時吉敏行氏所蔵「文政六年癸未四月八日 薩州高城郡水引宮内村御檢地名寄帳(時吉門)」(『川内市史 続古文書編』所収)。
- <71> 薩摩郡里村里橋口長男氏所蔵「延享元年子三月廿五日 薩州甌島郡上甌島里村御檢地名寄帳」(『里村郷土誌』所収)。
- <72> 鹿児島県立図書館所蔵「宝暦八年戊寅四月四日 薩州甌島郡甌島江石村御檢地名寄帳」。
- <73> 鹿児島県立図書館所蔵「宝暦八年戊寅三月廿六日 薩州甌島郡甌島中甌村御檢地名寄帳」(向山勝貞編『鹿児島県史料拾遺 十四』所収)。
- <74> 鹿児島県立図書館所蔵「安永九年子正月四日 隅州大隅郡小根占辺田村御檢地名寄帳」。
- <75> 肝属郡高山町『六ヶ所日高家所蔵文書』中の「種子島十郎大夫知行高名寄帳写」(秀村選三「高山郷土史料覚え書若干」(『高山郷土誌』)ほかの論稿に所収)。
- <76> 秀村選三氏写本「安永八年 高山新留村盛永門名寄帳」(『鹿児島県農地改革史』に引用)。
- <77> 肝属郡高山町『六ヶ所日高家所蔵文書』中の「天保十二年丑四月吉日 前田村万浮免買入田地証文留並坪付帳写、後年地面相働候節前田村江申達候規模帳 日高八郎太為義代」(秀村選三「高山郷土史料覚え書若干」(『高山郷土誌』)所収)。
- <78> 『吾平町誌 上巻』所収の「明和八年卯三月十一日 隅州肝属郡始良上名村御檢地名寄帳(小脇門)」(肝属郡吾平町上名本車田家所蔵)。
- <79> 鹿児島県立図書館所蔵『山田家文書』中の元治二年乙丑二月十九日「山田健知行高名寄帳」(影写史料、黎明館所蔵)。『吾平町誌 上巻』の引用記事224頁。
- <80> 鹿屋市郷之原鉄之助氏所蔵「延享二年丑三月 鹿屋中名村郷之原門名寄帳」。『鹿屋市史 上巻』の引用記事。山田尚二「肝属郡鹿屋中名村郷ノ原名寄帳」(『鹿児島県史第20号』)。
- <81> 秀村選三氏写本「安永七年 鹿屋上名村堀之内門名寄帳」(『鹿屋市史 上巻』所収・『鹿児島県農地改革史』に引用)。
- <82> 肝属郡串良町福元甚助氏所蔵「延享二年丑四月 明治四一年八月廿五日写之 串良有里村、門割ニ付境踏付留帳写 延享二年丑四月御建檢地門割御座候」(『串良郷土誌』引用)。
- <83> 鹿児島県立図書館所蔵の明治四年「伊木七之助知行高名寄帳」。
- <84> 輝北町立歴史民俗資料館所蔵(仮題)「宝暦六年丙午六月廿二日 隅州肝属郡百引百引村御檢地竿次帳」。唐鎌祐祥・宮下満郎「郷村制の基礎的研究(史料編) 百引郷史料集」(『鹿児島県史料拾遺十九』)所収)。
- <85> 輝北町立歴史民俗資料館所蔵「文化五年辰六月八日 隅州肝属郡百引百引村御檢地名寄帳(上京門)」(前掲『鹿児島県史料拾遺十九』)所収)。
- <86> 曾於郡輝北町平房松谷ミキ氏所蔵「明和四年亥四月十八日 隅州肝属郡百引平房村名寄帳(松谷門)」(前掲『鹿児島県史料拾遺十九』)所収)。「明和四年亥四月十八日 鶴丸門御檢地名帳」(前掲『鹿児島県史料拾遺十九』)所収)。
- <87> 「文化十四年丑八月七日 隅州曾於郡市成市成村御檢地名寄帳」(『鹿児島県農地改革史』引用)。
- <88> 鹿児島県黎明館所蔵(影写史料)の嘉永二年乙酉三月七日付「名越彦太夫知行高名寄帳」。
- <89> 鹿児島県黎明館所蔵(影写史料)の安政四年丁巳八月廿九日付「名越彦太夫知行高名寄帳」。
- <90> 鹿児島県黎明館所蔵(影写史料)の「安永三年甲午八月十五日 末吉南之郷村堂園門名寄帳」(『末吉郷土史』)所収)。
- <91> 始良郡加治木町新納教義氏所蔵(影写史料、黎明館所蔵)の延享二年丑五月廿八日付「新納仲左衛門知行高名寄帳」。
- <92> 国分市教育委員会所蔵「文化六年己巳正月 隅州曾於郡敷根麓村御檢地竿次帳」(『国分郷土誌』)に引用)。

- <93> 鹿児島県黎明館所蔵（影写史料）「嘉永五年子六月 国分諸在萬しらべ帳」（『国分郷土誌』所収）。
- <94> 『国分郷土誌』所収の文化五年辰六月付「永作免証文写」2点（国分市山元恭馬氏所蔵）。
- <95> 国分市教育委員会所蔵（仮題）「嘉永七年（安政元年） 隅州曾於郡国分向華村御檢地竿次帳」（『国分郷土誌』に引用）。原本、国分市立郷土館保管。
- <96> 国分市教育委員会所蔵「安政五年午五月 国分上小川村上村門名寄帳」。原本、前同。
- <97> 霧島町歴史民俗資料館所蔵「安永九年子四月七日 隅州曾於郡田口村御檢地竿次帳」（『霧島町郷土誌（改訂版）』所収）。小園公雄「<史料紹介> 安永九歳子四月七日 隅州曾於郡御檢地門割竿次帳」（『鹿児島史学』第36号）。
- <98> 鹿児島県黎明館所蔵（影写史料）の文化五年戊辰閏六月十三日付「名越彦太夫知行高名寄帳」。
- <99> 始良郡隼人町表木山福留純保氏所蔵「宝暦六年丙辰三月二十一日 隅州桑原郡日当山佳例川村御檢地名寄帳」（『隼人郷土誌』引用）。原本、隼人町立歴史民俗資料館保管。
- <100> 鹿児島県立図書館所蔵の文化八年辛未十一月十五日付「大野鉄兵衛知行高名寄帳」・同年月日付「篠原善助知行高名寄帳」。
- <101> 鹿児島県黎明館所蔵（影写史料）の安政二年乙卯十一月八日付「名越彦太夫知行高名寄帳」。
- <102> 鹿児島県黎明館所蔵「宝暦八年戊寅四月十九日 横川下之村海老ヶ迫門名寄帳」。
- <103> 鹿児島県立図書館所蔵の文政十三年庚寅七月朔日付「篠原善助知行高名寄帳」。
- <104> 栗野町教育委員会所蔵「文化十一年甲戌六月廿日 米満門名寄（栗野米永村）」（『栗野町郷土誌』引用）。原本、栗野町中央公民館保管。
- <105> 『菱刈町郷土誌』引用および一部所収「文政十三年（隅州菱刈郡）馬越前日村御檢地名寄帳」。
- <106> 『原田直哉覚書 蒲生郷土史資料第三巻』（原田逸郎編）所収の延享二年乙丑十一月廿一日付「有村造右衛門知行高名寄帳」・同年月日付「有村市左衛門知行高名寄帳」。
- <107> 『原田直哉覚書 蒲生郷土史資料第二巻』所収「延享二年丑二月廿日 漆村御檢地竿次帳」の巻末抄録史料」366頁。
- <108> 『原田直哉覚書 蒲生郷土史資料第二巻』所収の<107>の巻末抄録史料、及び『前掲 第二巻』所収の「安永二年癸巳三月二日 蒲生漆村門名寄帳（13門分）」。
- <109> 『原田直哉覚書 蒲生郷土史資料第二巻』所収の「蒲生米丸村下漆平門名寄帳」。
- <110> 鹿児島県黎明館所蔵（影写史料）の嘉永七年甲寅四月廿九日付「名越彦太夫知行高名寄帳」。
- <111> 『有明町誌』所収「寛保三年亥四月廿九日 大崎野方村丸山屋敷名寄帳」。
- <112> 原口虎雄「薩摩藩郷土生活の経済的基礎」（秀村選三編「薩摩藩の構造と展開」）に引用している旧大崎郷山下頼正家所蔵「天保二年 知行高名寄帳」238～239頁。
- <113> 曾於郡志布志町安楽西典秋氏所蔵「享保十六年亥正月廿八日 志布志安楽村西屋敷御檢地名寄帳」・同町安楽上水信義氏所蔵「享保十六年亥正月 志布志安楽村水之上門御檢地名寄帳」。
- <114> 曾於郡志布志町安楽西典秋氏所蔵「文化五年辰五月九日 日州諸県郡志布志安楽村西門御檢地名寄帳」。同町安楽上水信義氏所蔵「文化五年辰五月九日 安楽村水之上門名寄帳」。『志布志町誌 上巻』所収の文化十二年「（安楽村）手札御改ニ付諸願書留帳」中の記事は寛政十二年以後文政十二年迄の間の安楽村における檢地門割の実施を推定できる。
- <115> 『有明町誌』所収「明和六年四月 野井倉村和田門名寄帳」・「明和六年四月三日 野井倉村下戸屋敷名寄帳」・「明和六年四月八日 野井倉村櫓ヶ宇都門名寄帳」・「明和六年四月六日野井倉村岡村屋敷名寄帳」・「明和六年四月三日 野井倉村馬草原門名寄帳」・「明和六年四月 野井倉村田尾屋敷名寄帳」・「明和六年四月 野井倉村山重屋敷名寄帳」。
- <116> 鹿児島県黎明館所蔵（影写史料）の文久二年壬戌十月廿日付「村橋左膳知行高名寄帳」。同館所蔵「文政二年卯四月廿八日 志布志月野村丸田門名寄帳」。

〔資料2の分〕

- <117> 『喜入町郷土誌』所収「享保十年十二月廿一日 鎮守屋敷名寄帳」(喜入中名村)の奥書と保有田畠所在先を示す地字の検討結果と同村関係の近世後期農政関係史料の残存状況より推定。
- <118> 『笠沙町郷土誌編さん資料 第一集』所収の「享保九年辰十月九日 加世田赤生木村窪屋敷御検地名寄帳」・「享保十年巳九月六日 薩州川辺郡加世田赤生木村片平屋敷御検地名寄帳」(川辺郡笠沙町赤生木片平武郎氏所蔵)と片平武郎氏よりの聞書により推定。即ち聞書によると片平家伝蔵の享保十年名寄帳は明治に至るまで藩政後半期を通じて公帳として用いられたという。ために同家ではこの名寄帳を大切に格護していくべきことを子孫代々に言い伝えられて明治にいたったともいう。
- <119> 鹿児島県立図書館所蔵の嘉永四年辛亥三月廿五日付「郷田次右衛門知行高名寄帳」。大浦町福元公民館所蔵(川辺郡大浦町)「享保十年巳八月 薩州阿多郡加世田大浦村長田門御検地名寄帳」。
- <120> 神奈川県茅ヶ崎市山田三次氏所蔵(影写史料、黎明館所蔵)の文政十三年己丑五月廿二日付「馬場玄仙知行高名寄帳」。
- <121> 『鹿児島県農地改革史』所収「享保十一年 吉利村平之門名寄帳」(旧伊豆川浅吉氏所蔵)や山田龍雄「明治絶対主義の基礎過程」等引用の「享保十一年午七月十七日 薩州日置郡吉利吉利村御検地名寄帳」ほか、近世後期の農政関係史料の残存状況より推定。
- <122> 『近世入来文書』所収の「享保九年 副田村御検地名寄帳(写)」及び薩摩郡入来町森山隆士氏所蔵の森山吉蔵外4名の「知行高名寄帳」ほか、近世後期の農政関係史料の残存状況により推定。
- <123> 『薩摩町郷土史』(昭和43年刊)所収「享保十一年 宮之城町求名村之内上之門名寄帳」の奥書「文政十一年子神無月改之也、上之門名寄帳、名頭初右衛門」と旧宮之城域の近世後期農政関係史料の残存状況より推定。
- <124> 以下に示した史料ほか、旧小根郷域の近世後期農政関係史料の残存状況より。『根占郷土誌』所収「享保十一年 小根占横別府村大中原門名寄帳」、及び鹿児島県立図書館所蔵「享保十一年午八月七日 隅州大隅郡小根占川北村御検地名寄帳」・「享保十一年午八月七日 隅州大隅郡小根占川南村御検地名寄帳」・「享保十一年八月七日 隅州大隅郡 小根占山本村御検地名寄帳」・「享保十一年(原本年月日欠落) 隅州大隅郡小根占横別府村御検地名寄帳」等の帳内張紙より。
- <125> 『有明町誌』所収「享保十一年午十一月廿四日 日州諸県郡井崎田村御検地名寄帳」(全三冊之内三番帳)、及び曾於郡有明町伊崎田宮元景明氏所蔵「享保十一年午十二月 日州諸県郡志布志井崎田村宮園門名寄帳」。後者の宮元家(旧井崎田村宮園門名頭家)伝蔵の門名寄帳は、藩政期を経て今日まで同家に伝蔵されてきた近世前期以来の異年代の数種の宮園門名寄帳のうち最も後代のものである。

注(1) 桑波田興氏の論考を發表年次順にあげると次のとおりである。近

世前期における薩摩藩農村構造(宮本又次編『九州経済史論集』

第三卷、昭和33年)・「薩摩藩の万治内検について」(『九州史

学』第十三号、昭和34年)・「薩摩藩の万治内検」(秀村選三編

『薩摩藩の基礎構造』、昭和45年)・「享保内検の研究」(佐々

木平五郎・斎藤毅編『薩摩半島の総合的研究』面高正俊・四本

健光共著、昭和46年)・「薩藩の太閤検地に關連して」(五味克

夫編『鹿児島中世史研究会報』33、昭和49年)・「薩摩藩の太

閤検地について」(五味克夫編『前掲書』34、昭和50年)。「藩政

の成立、外様藩政の展開―薩摩藩」(岩波書店『岩波講座日本歴

史10 近世2』、昭和50年)・「南九州と門」(秀村選三編『薩

摩藩の構造と展開』、昭和51年)・「万治内検に關する一考察」

(秀村選三編『西南地域史研究』第二輯、昭和53年)・「初期

浮免の経営について」(五味克夫編『鹿児島中世史研究会報』37、

昭和53年)・「天正十九年御前帳關係史料の一考察」(秀村選三

編『西南地域史研究』第3輯、昭和55年)・「知覧の門・屋敷」

(町制五十周年記念『知覧町郷土誌』第四編第二輯第三節所収、

昭和57年)・「薩摩藩の初期検地について」(鹿児島大学教育学

部社会科学教室編『鹿児島島の地域と歴史』、昭和58年)・「門割制

度に關する一考察―その成立に關連して―」(秀村選三・五味克

夫・松下志朗共編『西南地域史研究』第七輯、平成4年)。

次に桑波田氏以外の著書・論考としては、小野武夫『旧鹿児

島藩の門割制度』(大正十一年、帝国農會)、山田竜雄『明治絶

対主義の基礎過程』(昭和37年、お茶の水書房)、宮下満郎「宮

之城郷の門の名子と用夫」(原田敏明編『社会と伝承』第七卷第

二号、昭和38年)、山田尚二「知覧西別府村永山門について―安

藤家文書を中心として―」(鹿児島県高等学校歴史部会編『鹿児

島史学』第22号、昭和51年)、尾口義男「薩摩藩の門と屋敷につ

いての一考察―享保内検の分析を中心として―」(秀村選三編『西

南地域史研究』第五輯、昭和58年)・「薩摩藩の新田開発につ

いて」(『鹿児島史学』第32号、昭和61年)のほか、戦時中の『鹿

児島県史』第二卷(鹿児島県編)および『鹿児島県農地改革史』

(鹿児島県編)等を代表例としてあげられる。

(2) 桑波田興「藩政の成立、外様藩政の展開―薩摩藩」(『岩波講座

日本歴史10 近世2』八三頁。

(3) 桑波田興「前掲書」八八頁。

(4) 桑波田興「南九州と門」(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』

二七頁。

(5) 尾口義男「薩摩藩の門と屋敷の一考察」(秀村選三編『西南地域

史研究』第五輯)二二五―二二七頁、二四三―二四五頁。

(6) 『鹿児島県史』第二卷、五八頁。

(7) 『鹿児島県史』第二卷、三〇七頁。

(8) 安良城盛昭「鹿児島県農村覚書(二) 薩摩藩大隅国始良郡蒲

生郷の農民と郷土」(東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』

第十二卷第六号、昭和三十六年)。

(9) 山田竜雄『明治絶対主義の基礎過程』(前掲)。

- (10) 宮下満郎「浦型農村の門」(熊本大学法文学部国史科同窓会編『国史論叢』、昭和40年)。
- (11) 島中彬「薩州出水郷の検地―宝暦年間」(『鹿兒島史学』第十五号、昭和43年)。
- (12) 尾口義男「近世中・後期の薩摩藩農村構造(一)」(秀村選三編『西南地域史研究』第二輯、昭和53年)・「近世後期の薩摩藩検地・門割(その一)」(『鹿兒島史学』第26号、昭和54年)・「近世中・後期の薩摩藩農村構造(二)」(『西南地域史研究』第三輯、昭和55年)。
- (13) 鹿兒島県薩摩郡宮之城町教育委員会所蔵。
- (14) 鹿兒島県立図書館所蔵。
- (15) 桑波田興「薩摩藩の万治内検」(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』三四―三九頁、面高正俊・四本健光・桑波田興共著「享保内検の研究」(佐々木平五郎・斉藤毅編『薩摩半島の総合的研究』三五九―三六〇頁)。
- (16) 尾口義男「近世中・後期の薩摩藩農村構造(一)」(『西南地域史研究』第二輯)一〇四頁。
- (17) 尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」(『西南地域史研究』第五輯)二二四頁。
- (18) 鹿兒島県日置郡市来町伊作田吉信政孝氏所蔵。
- (19) 鹿兒島県日置郡市来町大里富奥ふじえ氏所蔵。
- (20) 鹿兒島県薩摩郡宮之城町山崎末永時雄氏所蔵。
- (21) 鹿兒島県川内市宮里町茶門短貫氏所蔵。『川内市史 古文書編』
- (22) 二五四―二五七頁。
- (23) 鹿兒島県曾於郡輝北町平房松谷ミキ氏所蔵。
- (24) 鹿兒島県肝属郡吾平町上名本車田家所蔵。『吾平町誌』上巻、六二〇―六二四頁。
- (25) 鹿兒島県日置郡吹上町中原村田家所蔵(旧蔵者故篠原クメ氏)。
- (26) 鹿兒島県日置郡吹上町中原宇都行雄家所蔵。
- (27) 而史料ともに鹿兒島県日置郡吹上町村田家所蔵。
- (28) 鹿兒島県国分市山元恭馬氏所蔵。『国分郷土誌』三四〇頁。
- (29) 鹿兒島県川内市湯島町濱田清洋氏所蔵。『川内市史料集10 補遺一』(川内市立図書館編)一〇六―一一〇頁。
- (30) 阿部善雄・古川常深・本田親虎編『近世入来文書』(東京大学出版会)三四三―三四四頁。
- (31) 鹿兒島県肝属郡串良町有里福元甚助氏所蔵。『串良郷土誌』一〇八頁。
- (32) 鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵(影写本史料)。
- (33) 神奈川県茅ヶ崎市山田三次氏所蔵。
- (34) 『祁答院町史』一〇二六―一〇二七頁。
- (35) 鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵(影写本史料)。
- (36) 「文政二年卯八月八日 大村下手村知行名寄 内村門」(原田逸郎編『原田直哉覚書 蒲生郷土史料第三巻』二二三―二三八頁)。
- (37) 「文政六年癸未四月 湯丸門名寄帳(大村上手村)」(鹿兒島県薩摩郡祁答院町上手市市来家降氏旧蔵)。

- (38) 鹿児島県国分市秋山家所蔵、『国分郷土誌』に一部所収、三六六頁、三八一頁。
- (39) 尾口義男「近世中・後期の薩摩藩農村構造(一)」(秀村選三編『西南地域史研究』第二輯)九九頁。
- (40) 鹿児島県薩摩郡宮之城町教育委員会所蔵。
- (41) 鹿児島県日置郡吹上町教育委員会所蔵。
- (42) 尾口義男「近世中・後期の薩摩藩農村構造(二)」九五頁、九七頁。
- (43) 鹿児島県薩摩郡宮之城町教育委員会所蔵。
- (44) 尾口義男「近世中・後期の薩摩藩農村構造(一)」九九頁。
- (45) 右同、「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」(『西南地域史研究』第五輯)二六六頁の注(31)。
- (46) 右同、「近世中・後期の薩摩藩農村構造(一)」九九頁、一〇四頁。
- (47) 右同、「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」二〇五頁、二六四頁、二六六頁の注(31)。
- (48) 右同、前掲書二六二頁、二六三頁。
- (49) 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ三』九三頁。

後記

筆者は、享保内検期の検地竿次帳や検地名寄帳が県内各所に相当量存在することを確認している。これらの中には、他の関連史料とあわせて検討するならば、享保内検期以降の検地門割事業未実施を推定可能なものも若干量存在することも予想されるのであるが、未だ原本史料の検証や現地での聞き取り調査の機会に恵まれない。これについては、宮崎県域所属の旧薩藩領鄉村分の実態究明とあわせて、他日を期したい。本稿作成にあたっては、鹿児島大学桑波田興教授、鹿児島県立図書館永野正勝先生、本館畠中彬調査史料課長ほか、多くの方の御協力や御教示をいただいた。末尾ながら、お世話になった方々に深く感謝の意を表します。